

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- 日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件 (同二七二)
- 砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通八〇〇、八〇二、八〇三、八〇五、八〇七)
- 直轄砂防工事を施行する件 (同八〇八、八一〇)
- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件 (同八〇一、八〇四)
- 道路に関する件 (北陸地方整備局三八〇、四一)
- 道路に関する件 (中国地方整備局五七)
- 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産三七)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 (厚生労働二一九)
- 駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件 (国家公安委二八)
- 普通自転車の型式認定番号を指定した件 (同二九)
- 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定した件 (同三〇)
- 移動用小型車の型式認定番号を指定した件 (同三一)
- 特定国外派遣組織を指定する件 (総務二七二)

官 報	公 告	官 序 事 項	〔官室事項〕	〔官室報告〕	〔皇室事項〕	二	三	四
官 報	〔公 告〕	関東地方整備局公示(関東地方整備局) 北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)	日本に帰化を許可する件 (法務省告示配七九)			八	八	八
裁判所 前払式支払手段発行者の発行保証金 に係る配当表関係	諸 事 項					七	六	七

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）		改 正 後	改 正 前	令和七年八月八日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			農林水産大臣 小泉進次郎
日本農林規格等に 関する法律(昭和 二十五年法律第百 七十五号)	第二十七条(第三 十六条において準 用する場合を含 む)	日本農林規格等に 関する法律(昭和 二十五年法律第百 七十五号)	日本農林規格等に 関する法律(昭和 二十五年法律第百 七十五号)	日本農林規格等に 関する法律(昭和 二十五年法律第百 七十五号)	日本農林規格等に 関する法律(昭和 二十五年法律第百 七十五号)			農林水産大臣 小泉進次郎
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			農林水産大臣 小泉進次郎
輸出水産業の振興 に関する法律(昭 和二十九年法律第 百五十四号)	(略)	輸出水産業の振興 に関する法律(昭 和二十九年法律第 百五十四号)	(略)	輸出水産業の振興 に関する法律(昭 和二十九年法律第 百五十四号)	(略)			農林水産大臣 小泉進次郎
家畜取引法(昭和 三十一年法律第百 二十三号)	第八条	家畜取引法(昭和 三十一年法律第百 二十三号)	(新設)	家畜改良増殖法施 行規則(昭和二十 五年農林省令第九 十六号)	(新設)			農林水産大臣 小泉進次郎
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)			農林水産大臣 小泉進次郎
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)			農林水産大臣 小泉進次郎
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)			農林水産大臣 小泉進次郎
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)			農林水産大臣 小泉進次郎

省 令

八

○農林水産省令第三十七号  
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条第一項の規定に基づき、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省令第五十六号)の一部を次のように改正する。利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省令第五十六号)の一部を次のように改正する。次に表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

## 法規的告示

### ○厚生労働省告示第1百十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二十一条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第1百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月八日

厚生労働大臣 福岡 資廣  
(縦線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<b>別表第1</b>	<b>別表第1</b>
1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(270) (略) <u>(271) 21価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）</u> <u>(272)～(380) (略)</u> 2～4 (略)	1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(270) (略) (新設) <u>(271)～(379) (略)</u> 2～4 (略)

## その他の告示

### ○国家公安委員会告示第1十八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二十九条の二第三項において準用する同規則第二十九条の二第五項の規定により令和七年七月十日付けをもつて次とのおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年八月八日

国家公安委員会委員長 坂井 学

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 N25-71	エナシスM e A S F E N M e - R 1	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町3-11-4
交 N25-72	エナシスコンパクト A S F E N C O - R 1	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町3-11-4
交 N25-73	DW-COM7007-A L DW-COM7007-A L	DAIWA CYCLE株式会社 大阪府吹田市江坂1丁目12番38号5F

交 N25-74	B r o n x R a n g e E x p l o r e r B R X R E X 20	株式会社エムプランニング 神奈川県藤沢市城南4-5-22
交 N25-75	P L A D O P-M206E p r o	株式会社 高商 大阪府吹田市江の木町17番20号 パルムハウス江坂212号室
交 N25-76	U N I S O N P-263E p r o	株式会社 高商 大阪府吹田市江の木町17番20号 パルムハウス江坂212号室
交 N25-77	P e t i t P-B206E p r o	株式会社 高商 大阪府吹田市江の木町17番20号 パルムハウス江坂212号室
交 N25-78	E V E R E S T X I N G C I T Y 1.0	昇輝株式会社 愛知県名古屋市西区大野木五丁目73番地 米本ビル2A
交 N25-79	電動アシスト自転車 B M-A G R 263	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地1
交 N25-80	電動アシスト自転車 B M-G C 263C	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地1
交 N25-81	電動アシスト自転車 B M-G W 276C	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地1
交 N25-82	E' K E I X	株式会社金粹 佐賀県唐津市西寺町511番地
交 N25-83	F S L 034 F S L 034	パナソニック サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13-13
交 N25-84	F S L 435 F S L 435	パナソニック サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13-13
交 N25-85	B r o n x B R X B Z	株式会社エムプランニング 神奈川県藤沢市城南4-5-22
交 N25-86	F H E 031 F H E 031	パナソニック サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13-13
交 N25-87	F R E 035 F R E 035	パナソニック サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13-13

## ○国家公安委員会告示第119号

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二十九条の七第三項において準用する同規則第二十九条の二第五項の規定により令和七年七月十日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則(平成四年国家公安委員会規則第十九号)第十条の規定に基づき告示する。

令和七年八月八日

国家公安委員会委員長 坂井 学

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 A25-66	エナシスM e A S F E N M e - R 1	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町3-11-4
交 A25-67	エナシスコンパクト A S F E N C O - R 1	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町3-11-4
交 A25-68	DW-COM7007-AL DW-COM7007-AL	DAIWA CYCLE株式会社 大阪府吹田市江坂1丁目12番38号5F
交 A25-69	Bronx Range Explor er BRX REX20	株式会社エムプランニング 神奈川県藤沢市城南4-5-22
交 A25-70	P L A D O P-M206E pro	株式会社 高商 大阪府吹田市江の木町17番20号 パルムハウス江坂212号室
交 A25-71	UNISON P-263E pro	株式会社 高商 大阪府吹田市江の木町17番20号 パルムハウス江坂212号室
交 A25-72	Petit P-B206E pro	株式会社 高商 大阪府吹田市江の木町17番20号 パルムハウス江坂212号室
交 A25-73	EVEREST XING CITY 1.0	昇輝株式会社 愛知県名古屋市西区大野木五丁目73番地 米本ビル2A
交 A25-74	電動アシスト自転車 BM-A GR263	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地1
交 A25-75	電動アシスト自転車 BM-G C263C	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地1
交 A25-76	電動アシスト自転車 BM-GW276C	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地1
交 A25-77	E'KEI X	株式会社金粹 佐賀県唐津市西寺町511番地
交 A25-78	F S L 034 F S L 034	パナソニック サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13-13

交 A25-79

F S L 435  
F S L 435パナソニック サイクルテック株式会社  
大阪府柏原町片山町13-13

交 A25-80

F H E 031  
F H E 031パナソニック サイクルテック株式会社  
大阪府柏原町片山町13-13

交 A25-81

F R E 035  
F R E 035パナソニック サイクルテック株式会社  
大阪府柏原町片山町13-13

## ○国家公安委員会告示第20号

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二十九条の二第五項の規定により令和七年七月十日付けをもつて次のとおり原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則(平成四年国家公安委員会規則第十九号)第十条の規定に基づき告示する。

令和七年八月八日

国家公安委員会委員長 坂井 学

型式認定番号

原動機を用いる歩行補助車等の名称及び型式

認定を受けた者の氏名及び住所

交 M25-1

F H E 031  
F H E 031パナソニック サイクルテック株式会社  
大阪府柏原市片山町13-13

交 M25-2

F R E 035  
F R E 035パナソニック サイクルテック株式会社  
大阪府柏原市片山町13-13

## ○国家公安委員会告示第31号

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二十九条の四第三項において準用する同規則第二十九条の二第五項の規定により令和七年七月十日付けをもつて次のとおり移動用小型車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則(平成四年国家公安委員会規則第十九号)第十条の規定に基づき告示する。

令和七年八月八日

国家公安委員会委員長 坂井 学

型式認定番号

移動用小型車の名称及び型式

認定を受けた者の氏名及び住所

交 U25-2

U N I - O N E  
U25本田技研工業株式会社  
東京都港区南青山2-1-1

## ○総務省告示第107号

公職選舉法施行令(昭和三十五年政令第八十九号)第五十九条の五の二第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

総務大臣 村上誠一郎

一 名 称

多国間机上演習シヨリーバー演習2025における演習参加部隊

二 国外派遣期間

令和七年八月十日から令和七年八月二十一日まで

三 派遣人数(概数)

二十人程度

四 派遣地域

アメリカ合衆国アラバマ州

○総務省告示第一百七十一号

放送法（昭和二十五年法律第三十二号）附則第十八項の規定により読み替えて適用する同法第二十条第一項第三号の規定に基づき、日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を次のとおり指定する。

令和七年八月八日

総務大臣 村上誠一郎

- 1 放送法（以下「法」という。）第二十条第一項第一号イの中波放送による国内基幹放送のうち、基幹放送の区分が総合放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）五に規定する総合放送をいう。第三項において同じ。）であつてその放送対象地域（法第九一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。以下同じ。）が関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域をいう。）以外の放送系（法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下同じ。）の放送番組（次の各号に掲げるものを除く。）
- 2 放送対象地域が中京広域圏（岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域をいう。）、近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。）、北海道、宮城県、広島県、愛媛県又は福岡県である放送系の放送番組（法第二十条第一項第三号の規定による配信（以下「三号配信」という。）に係るものに限る。）
- 3 公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組（三号配信に係るものに限る。）
- 4 日本放送協会（以下「協会」という。）が毎年度定める各地方向け地域放送番組編成計画（以下「地域放送番組編成計画」という。）の地域放送番組欄に掲げる放送番組（法第二十条第一項第四号の規定による配信（以下「四号配信」という。）に係るものに限る。）
- 5 地域放送番組編成計画において、名称が明記されている放送番組（以下「定時番組」という。）以外の放送番組（以下「特別編集番組」という。）（四号配信に係るものに限る。ただし、協会において、設備又は体制の整備等にお準備又は検討を要し、配信の実施が困難と判断したものをお除く。）
- 6 法第二十条第一項第一号口の超短波放送による国内基幹放送のうち、放送対象地域が東京都以外の放送系の放送番組（次の各号に掲げるものを除く。）
- 7 放送対象地域が北海道、宮城県、愛知県、広島県、愛媛県又は福岡県である放送系の放送番組（三号配信に係るものに限る。）
- 8 公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組（三号配信に係るものに限る。）
- 9 地域放送番組編成計画の地域放送番組欄に掲げる放送番組（四号配信に係るものに限る。）
- 10 特別編集番組（四号配信に係るものに限る。ただし、協会において、設備又は体制の整備等にお準備又は検討を要し、配信の実施が困難と判断したものをお除く。）
- 11 法第二十条第一項第一号ハのテレジヨン放送による国内基幹放送のうち、基幹放送の区分が総合放送であつてその放送対象地域が南関東圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域をいう。）以外の放送系の放送番組（次の各号に掲げるものを除く。）
- 12 公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組（三号配信に係るものに限る。）
- 13 定時番組のうち、放送時間帯の全部又は一部が午後六時から午後九時までの間である放送番組（四号配信に係るものに限る。）
- 14 前号に掲げるもののほか、定時番組であつて、複数回の配信を行つた実績のあるもの（四号配信に係るものに限る。）
- 15 特別編集番組（四号配信に係るものに限る。ただし、協会において、設備又は体制の整備等にお準備又は検討を要し、配信の実施が困難と判断したものをお除く。）
- 16 法第二十条第一項第一号の規定による国内基幹放送の放送番組

## 附則

- 1 この告示は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。
- 2 協会は、三号配信又は四号配信（以下単に「配信」という。）を行う放送番組の範囲の拡大について検討した結果、この告示により指定した放送番組の全部又は一部について配信を行うことが可能となつた場合は、本則の規定にかかわらず、その全部又は一部の放送番組の配信を行つことができる。この場合において、協会は、当該放送番組の配信の実施状況について、法附則第十九項の規定により報告するものとする。
- 3 協会は、法附則第十九項の規定を踏まえ、配信を行う放送番組の範囲の拡大について継続的に検討を行い、配信を行う放送番組の範囲を計画的に拡大できるよう努めるものとする。
- 4 協会は、前項の検討に際し、配信を行う放送番組の範囲の拡大に向けた計画を定めた場合は、法附則第十九項の規定により報告するものとする。当該計画を変更した場合も、同様とする。
- 5 この告示の施行後最初の法附則第十九項の規定による報告は、令和七年十一月末日までにするものとする。

## ○国土交通省告示第八百四号

- 1 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
- 2 令和七年八月八日
- 3 土地の表示
- 4 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 5 砂防法第二条の土地の表示
- 6 山口県柳井市柳井の区域内の土地のうち、次の一地点から百五十六点までを順次結んだ線及び一点と百五十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 7 土地の表示
- 8 土地の表示
- 9 土地の表示
- 10 土地の表示
- 11 土地の表示
- 12 土地の表示
- 13 土地の表示
- 14 土地の表示
- 15 土地の表示
- 16 土地の表示
- 17 土地の表示
- 18 土地の表示
- 19 土地の表示
- 20 土地の表示
- 21 土地の表示
- 22 土地の表示
- 23 土地の表示
- 24 土地の表示
- 25 土地の表示
- 26 土地の表示

点	北緯	東経
1	33°58' 06.4451"	132°07' 43.0624"
2	33°58' 06.8699"	132°07' 43.2729"
3	33°58' 06.8397"	132°07' 43.3207"
4	33°58' 07.3027"	132°07' 43.6891"
5	33°58' 07.6604"	132°07' 43.9738"
6	33°58' 07.6948"	132°07' 43.9995"
7	33°58' 07.8008"	132°07' 44.0575"
8	33°58' 07.9668"	132°07' 44.1308"
26	33°58' 10.5141"	132°07' 46.121"

27	33°58' 10.5807"	132°07' 46.2367"	56	33°58' 11.1591"	132°07' 44.8011"	84	33°58' 11.8009"	132°07' 45.3222"	112	33°58' 24.5274"	132°07' 57.6284"
28	33°58' 10.5955"	132°07' 46.2281"	57	33°58' 11.0132"	132°07' 44.6281"	85	33°58' 11.8820"	132°07' 45.4020"	113	33°58' 24.3693"	132°07' 58.4670"
29	33°58' 10.8693"	132°07' 46.6958"	58	33°58' 10.8902"	132°07' 44.4913"	86	33°58' 11.9502"	132°07' 45.4819"	114	33°58' 21.7595"	132°07' 59.7829"
30	33°58' 11.0045"	132°07' 46.8320"	59	33°58' 10.7813"	132°07' 44.3465"	87	33°58' 11.9876"	132°07' 45.5461"	115	33°58' 18.1314"	132°07' 58.4082"
31	33°58' 10.9732"	132°07' 46.8644"	60	33°58' 10.6540"	132°07' 44.1490"	88	33°58' 12.0461"	132°07' 45.6980"	116	33°58' 17.7146"	132°07' 56.9133"
32	33°58' 11.2911"	132°07' 47.3237"	61	33°58' 10.5543"	132°07' 44.0237"	89	33°58' 12.1094"	132°07' 45.7818"	117	33°58' 13.1997"	132°07' 52.6688"
33	33°58' 11.4530"	132°07' 47.4739"	62	33°58' 10.5020"	132°07' 43.9210"	90	33°58' 12.2880"	132°07' 45.9882"	118	33°58' 13.1666"	132°07' 51.1960"
34	33°58' 11.4182"	132°07' 47.5103"	63	33°58' 10.3819"	132°07' 43.6902"	91	33°58' 12.3139"	132°07' 46.0193"	119	33°58' 13.3108"	132°07' 51.0834"
35	33°58' 11.6976"	132°07' 47.9097"	64	33°58' 10.3316"	132°07' 43.5538"	92	33°58' 12.3643"	132°07' 46.1128"	120	33°58' 13.0802"	132°07' 50.6579"
36	33°58' 11.8112"	132°07' 48.0379"	65	33°58' 10.1189"	132°07' 43.2325"	93	33°58' 12.4389"	132°07' 46.1167"	121	33°58' 13.0457"	132°07' 50.6845"
37	33°58' 11.7830"	132°07' 48.0681"	66	33°58' 09.9679"	132°07' 43.0456"	94	33°58' 12.4552"	132°07' 46.1089"	122	33°58' 12.9641"	132°07' 50.4828"
38	33°58' 11.8674"	132°07' 48.1841"	67	33°58' 09.8412"	132°07' 42.8178"	95	33°58' 12.4779"	132°07' 46.2514"	123	33°58' 12.8054"	132°07' 50.2144"
39	33°58' 11.9852"	132°07' 48.4046"	68	33°58' 09.8152"	132°07' 42.7375"	96	33°58' 12.6841"	132°07' 46.5696"	124	33°58' 12.7280"	132°07' 50.0982"
40	33°58' 12.1169"	132°07' 48.7033"	69	33°58' 09.7437"	132°07' 42.5525"	97	33°58' 13.3778"	132°07' 47.8098"	125	33°58' 12.6963"	132°07' 50.1309"
41	33°58' 12.0777"	132°07' 48.7240"	70	33°58' 09.6869"	132°07' 42.4473"	98	33°58' 13.7058"	132°07' 48.1836"	126	33°58' 12.6038"	132°07' 49.9845"
42	33°58' 12.2186"	132°07' 49.0914"	71	33°58' 09.6614"	132°07' 42.3638"	99	33°58' 13.9379"	132°07' 48.5341"	127	33°58' 12.3085"	132°07' 49.6276"
43	33°58' 12.3142"	132°07' 49.2587"	72	33°58' 09.7693"	132°07' 42.1330"	100	33°58' 13.9594"	132°07' 48.5996"	128	33°58' 12.2816"	132°07' 49.6661"
44	33°58' 12.4719"	132°07' 49.4002"	73	33°58' 09.8947"	132°07' 41.8585"	101	33°58' 14.0646"	132°07' 48.9217"	129	33°58' 12.0917"	132°07' 49.3291"
45	33°58' 12.4445"	132°07' 49.4379"	74	33°58' 09.9536"	132°07' 41.6867"	102	33°58' 14.1589"	132°07' 49.2879"	130	33°58' 11.8947"	132°07' 48.8246"
46	33°58' 12.6270"	132°07' 49.6387"	75	33°58' 10.0225"	132°07' 41.5399"	103	33°58' 14.2433"	132°07' 49.4647"	131	33°58' 11.8635"	132°07' 48.8426"
47	33°58' 12.9170"	132°07' 49.9049"	76	33°58' 10.1077"	132°07' 41.4705"	104	33°58' 14.3051"	132°07' 49.7724"	132	33°58' 11.7954"	132°07' 48.5603"
48	33°58' 12.8815"	132°07' 49.9413"	77	33°58' 10.1341"	132°07' 41.2500"	105	33°58' 14.4996"	132°07' 50.1931"	133	33°58' 11.6217"	132°07' 48.2290"
49	33°58' 13.1468"	132°07' 50.3258"	78	33°58' 10.2602"	132°07' 41.0336"	106	33°58' 14.5484"	132°07' 50.4136"	134	33°58' 11.5958"	132°07' 48.2543"
50	33°58' 13.2922"	132°07' 50.4957"	79	33°58' 10.3930"	132°07' 40.6620"	107	33°58' 14.6896"	132°07' 50.6297"	135	33°58' 11.5080"	132°07' 48.0436"
51	33°58' 13.2559"	132°07' 50.5232"	80	33°58' 10.5024"	132°07' 40.6453"	108	33°58' 14.7643"	132°07' 50.7660"	136	33°58' 11.2650"	132°07' 47.7067"
52	33°58' 13.4848"	132°07' 50.9475"	81	33°58' 11.2169"	132°07' 44.0891"	109	33°58' 14.8227"	132°07' 50.8108"	137	33°58' 11.2298"	132°07' 47.7045"
53	33°58' 13.6611"	132°07' 50.8099"	82	33°58' 11.7294"	132°07' 45.0462"	110	33°58' 14.9643"	132°07' 50.9763"	138	33°58' 11.1166"	132°07' 47.4779"
54	33°58' 11.3380"	132°07' 45.2405"	83	33°58' 11.2183"	132°07' 44.9112"	111	33°58' 18.0904"	132°07' 50.0452"	139	33°58' 10.8180"	132°07' 47.0255"

140	33°58'10.7832"	132°07'47.0614"	一(丁) 砂防法第一条の土地に係る河川の名称 西蒲田川 (一)
141	33°58'10.6377"	132°07'46.6921"	(二) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から九号 までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
142	33°58'10.3584"	132°07'46.3244"	兵庫県姫路市広畑区西蒲田 字山伏谷 一一四〇番一 号及び五号から九号 号まで
143	33°58'10.2740"	132°07'46.1959"	一一四〇番三 二号及び三号 四号
144	33°58'09.6127"	132°07'45.8059"	一一四〇番四 一号から九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
145	33°58'09.3491"	132°07'45.6221"	一一四〇番五 一號及び五號から九號 号まで
146	33°58'08.5820"	132°07'44.9850"	一一四〇番六 二號及び三號 四號
147	33°58'08.5448"	132°07'45.0493"	一一四〇番七 三號及四號 五號
148	33°58'08.3490"	132°07'44.8021"	一一四〇番八 四號及五號 六號
149	33°58'07.8238"	132°07'44.3957"	一一四〇番九 五號及六號 七號
150	33°58'07.7853"	132°07'44.4670"	一一四〇番十 六號及七號 八號
151	33°58'07.5861"	132°07'44.2099"	一一四〇番十一 七號及八號 九號
152	33°58'07.2598"	132°07'43.9448"	一一四〇番十二 八號及九號 十號
153	33°58'06.7248"	132°07'43.5111"	一一四〇番十三 九號及十號 十一號
154	33°58'06.6764"	132°07'43.5974"	一一四〇番十四 十號及十一號 十二號
155	33°58'06.4324"	132°07'43.3343"	一一四〇番十五 十一號及十二號 十三號
156	33°58'06.3500"	132°07'43.2830"	一一四〇番十六 十二號及十三號 十四號

## ○国土交通省告示第八百一号

砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。令和七年八月八日

国土交通大臣 中野 洋昌  
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称  
龍華川

## 二 砂防法第二条の土地の表示

昭和二十五年建設省告示第三百九十七号で指定した龍華川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第八百一〇号  
砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号) 第一条の規定に基づき、告示する。  
令和七年八月八日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称  
後川内川(一)

## ○国土交通省告示第八百二〇号

砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号) 第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称  
宇内畑

○国土交通省告示第八百二一號

砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。令和七年八月八日

国土交通大臣 中野 洋昌  
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称  
宇内畑

## ○国土交通省告示第八百二二號

砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。令和七年八月八日

国土交通大臣 中野 洋昌  
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称  
宇内畑

## ○国土交通省告示第八百二三號

砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。令和七年八月八日

国土交通大臣 中野 洋昌  
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称  
宇内畑

## ○国土交通省告示第八百二四號

砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号) 第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称  
内川

## ○国土交通省告示第八百二五號

砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和二十七年建設省告示第千二百八号で指定した内川に掲げる土地の区域を除く)。

宮城県伊具郡丸森町  
字上滝西

1	33°07'53.4685"	130°43'56.7167"	一 砂防法第二条の土地の表示 北緯 東経
2	33°07'55.4399"	130°43'57.9552"	二 砂防法第二条の土地の表示
3	33°07'55.1344"	130°43'58.2437"	次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和二十七年建設省告示第千二百八号で指定した内川に掲げる土地の区域を除く)。
4	33°07'53.6959"	130°43'57.8997"	宮城県伊具郡丸森町 字上滝西
5	33°07'53.2478"	130°43'59.8830"	一號から五號並び 六號
6	33°07'51.8314"	130°44'00.9607"	七號から十四號並び
7	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
8	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
9	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
10	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 鷺の平川
11	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 鷺の平川
12	33°07'50.2354"	130°44'08.5480"	二 砂防法第二条の土地の表示 大山上谷川
13	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和四十年建設省告示第三千四百十一号で指定した鷺の平川に掲げる土地の区域を除く)。
14	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
15	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
16	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
17	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 筆甫字東山
18	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	二 砂防法第二条の土地の表示 一號から七號まで 三四番三 三十番九 二十三三號から二十六號まで 二九番十七 二十七號及び二十八號

7	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	○国土交通省告示第八百五号 砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号) 第一条の規定に基づき、告示する。 令和七年八月八日 国土交通大臣 中野 洋昌 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 鷺の平川
8	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
9	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
10	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
11	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
12	33°07'50.2354"	130°44'08.5480"	
13	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
14	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
15	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
16	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
17	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
18	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
19	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
20	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
21	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
22	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
23	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
24	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
25	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
26	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
27	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
28	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
29	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
30	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
31	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
32	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
33	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
34	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
35	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
36	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
37	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
38	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
39	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
40	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
41	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
42	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
43	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
44	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
45	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
46	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
47	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
48	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
49	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
50	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
51	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
52	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
53	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
54	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
55	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
56	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
57	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
58	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
59	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
60	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
61	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
62	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
63	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
64	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
65	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
66	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
67	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
68	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
69	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
70	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
71	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
72	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
73	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
74	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
75	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
76	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
77	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
78	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
79	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
80	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
81	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
82	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
83	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
84	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
85	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
86	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
87	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
88	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
89	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
90	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
91	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
92	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
93	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
94	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
95	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
96	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
97	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
98	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
99	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
100	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
101	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
102	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
103	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
104	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
105	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
106	33°07'52.1538"	130°43'56.6073"	
107	33°07'51.556"	130°44'01.6310"	
108	33°07'51.1502"	130°44'01.8228"	
109	33°07'51.2214"	130°44'03.1028"	
110	33°07'50.6077"	130°44'05.9635"	
111	33°07'50.6520"	130°44'08.4855"	
112	33°07'49.8771"	130°44'06.3215"	
113	33°07'49.2263"	130°44'05.2877"	
114	33°07'49.2868"	130°44'03.5901"	
115	33°07'49.6053"	130°44'03.0811"	
116	33°07'48.9357"	130°43'58.8955"	
117	33°07'52.15		





(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	新潟県上越市	ダニ・ハハドル・アディカリ 平成元年11月24日生	新潟県長岡市	ミコ・ヤンソン・ヤマオカ 平成4年2月4日生
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するに伴い、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	新潟県長岡市	ムハマド・ラビウル・イスラム・タンヴィル 平成7年9月6日生	新潟県三条市	生
(六) 占用の制限の開始の期日	令和7年8月9日	新潟県長岡市	張芷琳 平成9年8月21日生	新潟県長岡市	金鍾勲 昭和39年11月26日生
(七) 国面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所	新潟県長岡市	さいたま市中央区	新潟県長岡市	住所 東京都足立区
(八) 区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき、道路の占用を制限するその関係国面は、令和7年8月8日から一週間一般の縦覧に供する。	北陸地方整備局長 高松 諭	新潟県長岡市	カレン・ミホ・キタミ 平成8年12月2日生	新潟県長岡市	エムディ・アベドウル・ラフマン 平成3年12月1日生
(九) 占路道路の種類	一般国道	新潟県長岡市	千葉県成田市	横浜市青葉区	住所 横浜市金沢区
(十) 占用を制限する区域	四十一号	新潟県長岡市	サンギタ・チトラカル 平成元年11月11日生	新潟県長岡市	ハイメ・ミツアキ・メンドシジャ・シマフコ 平成15年6月2日生
(十一) 備考		新潟県長岡市	イラ・リジャル 令和2年10月9日生	新潟県長岡市	住所 横浜市磯子区
(十二) 域		新潟県長岡市	イバーン・リジャル 令和6年10月1日生	新潟県長岡市	葉清英 昭和60年11月15日生
(十三) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	新潟県長岡市	千葉県茂原市	新潟県長岡市	葉愛莉 平成28年8月3日生
(十四) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するに伴い、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	新潟県長岡市	アイヴァン・サンティアゴ 平成2年9月6日生	新潟県長岡市	住所 川崎市宮前区
(十五) 占用の制限の開始の期日	令和7年8月9日	新潟県長岡市	千葉市花見川区	新潟県長岡市	李曉飛 昭和61年9月14日生
(十六) 国面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所	新潟県長岡市	胡雪嬌 昭和61年3月28日生	新潟県長岡市	住所 名古屋市天白区
(十七) 住所		新潟県長岡市	千葉県八千代市	新潟県長岡市	権泰順 昭和19年8月30日生
(十八) 法務省告示配第七十九号	左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。	新潟県長岡市	モハメド・ミロン・アハメド 昭和50年5月5日生	新潟県長岡市	住所 埼玉県川口市
(十九) 令和7年8月8日	法務大臣 鈴木 醍祐	新潟県長岡市	千葉県東金市	新潟県長岡市	金晃成 昭和54年6月2日生
(二十) 住所	東京都練馬区	新潟県長岡市	サイモン・ピーター・バハウ 昭和37年4月2日生	新潟県長岡市	朱晃世 昭和55年11月8日生
(二十一) ムンクエワ・アユナ・シュルンツィレノヴァ		新潟県長岡市	千葉県東金市	新潟県長岡市	金侑芽 平成22年5月8日生
(二十二) 昭和63年10月18日生		新潟県長岡市	ナモア・フィナウ・ファタフェヒ・フィネフェ	新潟県長岡市	金嶺 平成24年7月3日生
(二十三) 住所	滋賀県大津市	新潟県長岡市	ウィアキ 平成16年6月2日生	新潟県長岡市	住所 埼玉県富士見市
(二十四) 吳娟 昭和55年2月28日生		新潟県長岡市	住所 栃木県宇都宮市	新潟県長岡市	梁光枝 昭和33年1月25日生
(二十五) 住所	東京都北区	新潟県長岡市	金海今 昭和54年3月15日生	新潟県長岡市	梁愛仙 昭和56年8月29日生
(二十六) レイ・レイ・ウー 昭和45年7月8日生		新潟県長岡市	住所 静岡県沼津市	新潟県長岡市	李純鈴 平成19年10月1日生
(二十七) キヨウ・ゼ・ラ 昭和43年2月15日生		新潟県長岡市	テイン・ティン・ウー 平成元年5月20日生	新潟県長岡市	住所 東京都世田谷区
(二十八) 住所	茨城県つくば市	新潟県長岡市	吳慕賢 平成27年9月1日生	新潟県長岡市	尹慎太郎 昭和63年3月1日生
(二十九) 蔡弘灝 昭和50年11月22日生		新潟県長岡市	吳晟賢 令和3年8月7日生	新潟県長岡市	住所 大阪市東淀川区
(三十) 蔡畦 平成20年6月26日生		新潟県長岡市	住所 福岡県久留米市	新潟県長岡市	李亜津 平成6年2月13日生
(三十一) 住所	福島県郡山市	新潟県長岡市	尹愛美 平成9年10月28日生	新潟県長岡市	住所 大阪市生野区
(三十二) 孔德望 平成2年2月25日生		新潟県長岡市	住所 福岡市博多区	新潟県長岡市	金貞美 平成2年3月2日生
(三十三) 住所		新潟県長岡市	尹相悅 平成11年12月28日生	新潟県長岡市	住所 大阪府豊中市
(三十四) 陳閩越 平成4年8月20日生		新潟県長岡市	住所 烏取県米子市	新潟県長岡市	金英淑 昭和62年11月25日生
(三十五) 住所		新潟県長岡市	曹真由美 昭和35年7月27日生	新潟県長岡市	住所 大阪市東淀川区
(三十六) 住所		新潟県長岡市	住所 烏取県西伯郡日吉津村	新潟県長岡市	金聖惠 昭和63年3月28日生
(三十七) 住所		新潟県長岡市	曹映子 昭和46年5月20日生	新潟県長岡市	金鈴恵 平成元年7月25日生
(三十八) 住所		新潟県長岡市	住所 烏取県西伯郡日吉津村	新潟県長岡市	住所 大阪市浪速区
(三十九) 住所		新潟県長岡市	曹葉子 昭和42年6月29日生	新潟県長岡市	安紘子 平成8年3月29日生
(四十) 住所		新潟県長岡市	住所 山口県宇部市	新潟県長岡市	住所 大阪府高槻市
(四十一) 住所		新潟県長岡市	安英明 昭和59年3月28日生	新潟県長岡市	李圭子 平成元年7月24日生
(四十二) 住所		新潟県長岡市	住所 長崎市	新潟県長岡市	住所 沖縄県石垣市
(四十三) 住所		新潟県長岡市	尹榮吉 昭和47年2月3日生	新潟県長岡市	アリソン・アイキ・サクガワ 平成15年9月5日生

住所 東京都中野区  
王穎婷 平成8年2月4日生  
住所 名古屋市中区  
金秀聲 平成2年1月12日生  
住所 名古屋市中区  
吳光生 平成7年2月28日生  
住所 名古屋市中区  
文英基 平成8年11月8日生  
住所 岐阜県多治見市  
鄭政子 昭和19年5月29日生  
住所 東京都目黒区  
シアン・カール・レオパンド・カバリエス 平成13年3月6日生  
住所 東京都板橋区  
エリカ・ナミ・ロドリゲス・ミヤザキ 平成6年3月10日生  
住所 東京都墨田区  
李紀希 平成12年12月17日生  
住所 東京都多摩市  
朴保奎 昭和48年7月20日生  
住所 佐賀県鳥栖市  
郭穎賢 昭和59年7月16日生  
住所 三重県津市  
カレッド・メサウッド 平成3年6月12日生

## 公 告

### 細 噠 場

#### 前払式支払手段発行者の発行 保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令第11条第5項の規定により次のように公示する。

- 前払式支払手段発行者の商号  
株式会社キムラ
- 代表者の氏名 代表取締役 木村 吉孝
- 住所 山形県米沢市春日一丁目7番77号
- 配当表
  - 権利の実行の対象となる発行保証金の額  
58,107,692円 ①
  - 発行保証金の還付の手続に必要な費用の額  
410,344円 ②
  - うち 官報公示費用 86,394円
  - 証明書郵送費用 323,950円
- 配当の対象となる額(①-②)  
57,697,348円
- 権利の実行に係る申出の総額  
48,789,079円

(5) 申出者の人数 2,945人  
(6) 配当の割合 100%  
(申出額10,000円の場合の払渡額10,000円)  
※資金決済に関する法律施行令第11条第9項に規定する費用の額(上記②)については、歳入徵収官東北財務局総務部長が発行保証金の還付を受けることとする。  
令和7年8月8日  
東北財務局長 神谷 隆  
**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**  
次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。  
**令和7年(家)第40211号**  
札幌市中央区南7条西23丁目2-30-607  
申立人 武田 佳子  
本籍北海道札幌市白石区中央1条4丁目9番地、最後の住所札幌市白石区中央1条4丁目2番12号、死亡の場所北海道江別市、死亡年月日令和5年12月30日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和14年8月2日、職業無職  
被相続人 亡 後藤キヨ子  
札幌市中央区大通西9丁目3番地33キタコーセンタービルディング8階 阿部・千崎・平田法律事務所  
相続財産清算人 阿部 重成  
催告期間満了日 令和8年3月14日  
札幌家庭裁判所  
**令和7年(家)第40221号**  
札幌市中央区北2条西13丁目1番地10  
申立人 株式会社LEMON  
本籍北海道札幌市南区澄川3条1丁目31番地、最後の住所札幌市豊平区平岸2条4丁目3番3号 平岸グリーンハイツ605号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日令和6年4月4日、出生の場所山形県鶴岡市、出生年月日昭和22年1月18日、職業会社役員  
被相続人 亡 大沼 悠輔  
札幌市中央区大通西12丁目4 WE ST 12ビル5階 齋藤弘毅法律事務所  
相続財産清算人 齋藤 弘毅  
催告期間満了日 令和8年3月14日  
札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第517号**  
青森市大字大野字金沢6番地53  
申立人 斎藤 洋介  
本籍青森県青森市合浦1丁目364番地、最後の住所青森県青森市合浦1丁目12番18号、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和7年3月26日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和34年4月15日、職業無職  
被相続人 亡 佐藤美代子  
事務所青森市新町2丁目8番26号青森県火災共済会館4階 岩谷法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 伊藤 貴大  
催告期間満了日 令和8年3月10日  
青森家庭裁判所  
**令和7年(家)第169号**  
東京都新宿区水道町3番1号  
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構  
本籍青森県つがる市木造千年30番地1、最後の住所青森県つがる市木造千年30番地1、死亡の場所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、死亡年月日令和6年1月28日、出生の場所青森県西津軽郡木造町、出生年月日昭和21年7月10日、職業不明  
被相続人 亡 内藤 嘉健  
青森県弘前市大字親方町36閑ビル6号ほくと法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山内 賢二  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
青森家庭裁判所五所川原支部  
**令和7年(家)第177号**  
青森県八戸市大字八日町18番地  
申立人 青い森信用金庫  
本籍青森県五所川原市大字福山字実吉70番地4、最後の住所青森県五所川原市大字福山字実吉70番地4、死亡の場所青森県五所川原市、死亡年月日令和4年10月13日、出生の場所青森県北津軽郡五所川原町、出生年月日昭和8年3月7日、職業不明  
被相続人 亡 加藤 ヨス  
青森県弘前市大字上鶴師町18-1 弘前商工会議所会館4階横山航法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 横山 航平  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
青森家庭裁判所五所川原支部

**令和7年(家)第528号**  
青森県弘前市大字末広2丁目4番地3  
申立人 一般社団法人権利擁護あおい森ねっと  
本籍青森県弘前市大字河原町59番地、最後の住所青森県弘前市大字河原町59番地、死亡の場所青森県弘前市、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所青森県弘前市、出生年月日昭和25年4月15日、職業無職  
被相続人 亡 熊谷みどり  
事務所青森県弘前市大字青山4丁目13番地13  
藤本司法書士事務所  
相続財産清算人 司法書士 藤本 祥平  
催告期間満了日 令和8年2月18日  
青森家庭裁判所弘前支部  
**令和7年(家)第159号**  
青森県八戸市廿三日町28八戸ウエストビル601弁護士法人いづみ法律事務所  
申立人 鈴木 陽大  
本籍青森県三戸郡五戸町大字手倉橋字北手倉橋35番地1、最後の住所青森県三戸郡五戸町大字手倉橋字北手倉橋35番地1、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日令和5年5月11日、出生の場所青森県三戸郡野沢村、出生年月日昭和14年2月19日、職業無職  
被相続人 亡 小笠原正典  
青森県八戸市廿三日町28八戸ウエストビル601弁護士法人いづみ法律事務所  
相続財産清算人 鈴木 陽大  
催告期間満了日 令和8年2月16日  
青森家庭裁判所十和田支部  
**令和7年(家)第4027号**  
岩手県奥州市江刺梁川字沢田275-2  
申立人 今野 習  
本籍岩手県奥州市江刺梁川字大洞482番地、最後の住所岩手県奥州市水沢字川端97番地2  
川端住宅6号棟 3-2号、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日令和7年4月26日、出生の場所岩手県江刺郡梁川村、出生年月日昭和13年1月13日、職業無職  
被相続人 亡 今野喜久男  
事務所岩手県奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町18番地1 弁護士法人岩手銀河法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 熊澤麻衣子  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
盛岡家庭裁判所水沢支部

## 令和7年(家)第298号

宮城県石巻市蛇田字新東前沼342番地1

申立人 小山 住江

本籍宮城県石巻市桃生町太田字入山1番地1、最後の住所宮城県石巻市桃生町太田字小田前3番地1、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日推定令和7年3月20日、出生の場所宮城県桃生郡桃生町、出生年月日昭和34年5月23日、職業大工

被相続人 亡 小山 進

宮城県石巻市鶴町12番18号石巻駅前ビル2階いしのまき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 前田 拓馬

催告期間満了日 令和8年3月16日

仙台家庭裁判所石巻支部

## 令和7年(家)第9010号

秋田県大館市岩瀬字杉子沢1番地85

申立人 越後 照雄

本籍秋田県大館市岩瀬字越山59番地、最後の住所秋田県大館市岩瀬字越山59番地、死亡の場所秋田県大館市、死亡年月日令和7年3月13日、出生の場所秋田県北秋田郡山瀬村、出生年月日昭和26年3月31日、職業無職

被相続人 亡 越後 政俊

秋田県大館市赤館町2番3号 大館山口法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 謙治

催告期間満了日 令和8年2月16日

秋田家庭裁判所大館支部

## 令和7年(家)第9007号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍秋田県鹿角市十和田大湯字白沢64番地2、最後の住所秋田県鹿角市花輪字猿ヶ平125番地8、死亡の場所秋田県鹿角市、死亡年月日令和6年6月頃、出生の場所秋田県鹿角郡花輪町、出生年月日昭和41年3月22日、職業不明

被相続人 亡 奈良 浩

秋田県大館市字部垂町30番地3川田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川田 繁幸

催告期間満了日 令和8年3月10日

秋田家庭裁判所鹿角出張所

## 令和7年(家)第7030号

福島県郡山市池ノ台7番6号

申立人 遠藤 弘之

本籍福島県郡山市大槻町字西ノ宮34番地1、最後の住所福島県郡山市大槻町字西ノ宮34番地1、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日令和6年11月6日、出生の場所福島県郡山市、出生年月日昭和39年3月4日、職業無職  
被相続人 亡 遠藤 匡亮

事務所福島県郡山市麓山1丁目2番9号弁護士法人町田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 町田 敦

催告期間満了日 令和8年3月6日

福島家庭裁判所郡山支部

## 令和7年(家)第7031号

福島県会津若松市中央1丁目1番30号

申立人 会津商工信用組合

本籍福島県会津若松市河東町岡田字方便108番地、最後の住所福島県会津若松市河東町岡田字方便108番地、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日令和6年8月4日、出生の場所福島県河沼郡広瀬村、出生年月日昭和23年8月10日、職業不明

被相続人 亡 鈴木 勇一

福島県喜多方市熱塩加納町宮川字岩尾3235番地1

相続財産清算人 司法書士 倉茂 洋一

催告期間満了日 令和8年2月27日

福島家庭裁判所会津若松支部

## 令和7年(家)第3058号

茨城県坂東市山191番地

申立人 武藤 正

本籍茨城県坂東市山3274番地、最後の住所茨城県坂東市山807番地、死亡の場所茨城県猿島郡境町、死亡年月日平成31年1月8日、出生の場所茨城県猿島郡猿島町、出生年月日昭和25年2月5日、職業無職

被相続人 亡 武藤 正一

事務所茨城県常総市水海道諫訪町3277-1弁護士法人萩原総合法律事務所常総支所

相続財産清算人 弁護士 野田 幹子

催告期間満了日 令和8年2月27日

水戸家庭裁判所下妻支部

## 令和7年(家)第20059号

茨城県常陸大宮市小場1398番地

申立人 小林 宗則

本籍茨城県常総市本石下4799番地、最後の住所群馬県前橋市堀越町1163番地1住宅型有料老人ホーム ともしび、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和6年7月24日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和45年5月17日、職業無職

被相続人 亡 佐々木宣男

事務所群馬県前橋市大友町1丁目6番地4弁護士法人土坂法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 龍朗

催告期間満了日 令和8年2月17日

前橋家庭裁判所

## 令和7年(家)第80209号

名古屋市中区丸の内3丁目5番10号

申立人 弁護士法人名城法律事務所

本籍東京都港区赤坂4丁目16番地、最後の住所埼玉県北足立郡伊奈町本町1丁目83番地、死亡の場所埼玉県北足立郡伊奈町、死亡年月日令和6年7月11日、出生の場所秋田県北秋田郡比内町、出生年月日昭和10年1月1日、職業無職

被相続人 亡 加賀谷 勇

事務所埼玉県さいたま市中央区下落合5-10-5 アステリV I P318号 与野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 圭

催告期間満了日 令和8年3月3日

さいたま家庭裁判所

## 令和7年(家)第80212号

埼玉県さいたま市南区鹿手袋2丁目1番10-511号

申立人 野澤 茂

本籍埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目897番地5、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目897番地5、死亡の場所埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目897番地5、死亡の場所埼玉県さいたま市見沼区、死亡年月日令和7年1月27日、出生の場所埼玉県浦和市、出生年月日昭和33年8月26日、職業無職

被相続人 亡 野澤 豊

事務所埼玉県蕨市中央1-11-7 アオイビル2階 わらび中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 金 英功

催告期間満了日 令和8年3月3日

さいたま家庭裁判所

## 令和7年(家)第3003号

埼玉県久喜市南3丁目10番19号

申立人 木村 光一

本籍埼玉県久喜市久喜中央2丁目430番地、最後の住所埼玉県久喜市久喜東1丁目23番10号、死亡の場所埼玉県久喜市、死亡年月日令和6年9月30日、出生の場所埼玉県川口市、出生年月日昭和44年12月27日、職業アルバイト

被相続人 亡 関田香代子

事務所埼玉県川口市幸町3-10-2 東商ビル5-4C わかい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 逸見 親司

催告期間満了日 令和8年2月27日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

## 令和7年(家)第3026号

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号

申立人 株式会社整理回収機構

本籍埼玉県久喜市除堀674番地、最後の住所埼玉県久喜市除堀674番地、死亡の場所埼玉県北足立郡伊奈町、死亡年月日令和5年7月10日、出生の場所栃木県河内郡明治村、出生年月日昭和22年10月3日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 英子

事務所埼玉県川口市金山町12-1 サウスゲートタワー川口2階 石川義人法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川 義人

催告期間満了日 令和8年3月2日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

## 令和7年(家)第30078号

千葉県富里市七栄652番地1

申立人 富里市長 五十嵐博文

本籍千葉県山武郡芝山町香山新田106番地、最後の住所千葉県富里市七栄646番地108、死亡の場所千葉県富里市、死亡年月日推定令和5年5月11日、出生の場所千葉県山武郡芝山町、出生年月日昭和31年9月7日、職業不明

被相続人 亡 土屋 善一

事務所千葉県船橋市本町2丁目1番34号船橋スカイビル4階船橋本町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 黒坂あやの

催告期間満了日 令和8年3月17日

千葉家庭裁判所佐倉支部

## 令和7年(家)第30112号

千葉県流山市江戸川台東4丁目260番地

申立人 久保 啓二

本籍東京都台東区清川1丁目5番地1、最後の住所千葉県流山市市野谷518番地の2、死亡の場所千葉県流山市、死亡年月日令和6年11月18日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和17年4月13日、職業無職

被相続人 亡 阿部伊代子

事務所千葉県柏市千代田1-2-51 エスティビル3階 今野・高島法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高島 圭介

催告期間満了日 令和8年3月17日

千葉家庭裁判所松戸支部

**令和7年（家）第70617号**  
東京都目黒区鷹番3-11-9 OKビル2階  
申立人 医療法人社団カトウ矯正歯科クリニック  
本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町164番地38、最後の住所東京都世田谷区奥沢5丁目41番16号エスペー口自由が丘104、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和6年5月13日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和32年3月4日、職業不明  
被相続人 亡 阪田 美穂  
事務所東京都千代田区麹町1丁目3番地11麹町第2センタービル301号 松本克己法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松本 克己  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年（家）第71293号**  
東京都台東区上野5丁目15番10号  
申立人 株式会社H.F.  
本籍東京都渋谷区本町5丁目30番、最後の住所東京都渋谷区本町5丁目30番3号、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和5年8月7日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和26年8月9日、職業無職  
被相続人 亡 大谷 尚也  
事務所東京都新宿区新宿1丁目8番5号新宿御苑室町ビル5階 三宅・今井・池田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 志甫 治宣  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年（家）第71362号**  
東京都文京区本郷3-19-4 TLC本郷712  
海老原覚法律事務所  
申立人 海老原 覚  
本籍東京都目黒区目黒本町5丁目74番地、最後の住所東京都目黒区目黒本町5丁目21番14号、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和4年11月13日、出生の場所東京府東京市目黒区、出生年月日昭和9年7月4日、職業無職  
被相続人 亡 安藤 弘幸  
事務所東京都文京区本郷3-19-4 TLC本郷712 海老原覚法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 海老原 覚  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年（家）第90440号**  
神奈川県相模原市中央区千代田5丁目4番11号  
申立人 柏木 裕子  
本籍神奈川県相模原市中央区千代田5丁目4番、最後の住所東京都国分寺市北町2丁目32番地38、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日令和6年10月31日、出生の場所静岡県御殿場市、出生年月日昭和46年5月12日、職業無職  
被相続人 亡 渡邊 正昭  
事務所東京都国分寺市本町3-9-16本田ビル4F 武蔵国分寺法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 足立 剛  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年（家）第90447号**  
東京都昭島市緑町3丁目3番15号  
申立人 笹沼 伸行  
本籍東京都昭島市緑町3丁目3番、最後の住所東京都昭島市緑町3丁目3番15号、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月日令和2年6月14日、出生の場所朝鮮慶尚南道京城府、出生年月日昭和7年1月5日、職業無職  
被相続人 亡 笹沼 淑子  
事務所東京都日野市三沢4丁目3番地11プラコート高幡1階日野みなみ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松浦 信平  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年（家）第90450号**  
申立人 国  
本籍東京都八王子市旭町24番地1、最後の住所東京都八王子市旭町6番11号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日令和4年3月16日、出生の場所岡山県津市、出生年月日昭和4年10月20日、職業無職  
被相続人 亡 安嶋 康子  
事務所東京都府中市寿町2丁目3番地の1 レールサイド寿2階 大藏法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大藏 久宣  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年（家）第90487号**  
申立人 国  
本籍東京都世田谷区下馬2丁目28番、最後の住所東京都町田市原町田2丁目12番4号清水方、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日平成26年5月5日、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和28年4月9日、職業不詳  
被相続人 亡 河増 昭子

事務所東京都新宿区市谷本村町2番11号外濠スカイビル5階 四谷外濠法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小川 宏  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年（家）第90530号**  
東京都日野市平山6丁目19番地の7  
申立人 小林 律  
本籍東京都八王子市小門町51番地、最後の住所東京都八王子市明神町4丁目18番12号藤寿苑、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和4年5月13日、出生の場所東京都八王子市、出生年月日昭和3年5月26日、職業無職  
被相続人 亡 塚本 茂  
事務所東京都八王子市明神町2丁目27番6号 文秀ビル5階 弁護士法人ひまわりパートナーズ八王子ひまわり法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 古川健太郎  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年（家）第40537号**  
神奈川県茅ヶ崎市元町4番1号山口ビル2階  
申立人 西 雄一郎  
本籍神奈川県茅ヶ崎市赤松町3516番地6、最後の住所神奈川県高座郡寒川町大曲1丁目6番20号ファミーユ湘南、死亡の場所神奈川県高座郡寒川町、死亡年月日令和7年1月5日、出生の場所神奈川県高座郡茅ヶ崎町、出生年月日昭和14年9月2日、職業無職  
被相続人 亡 大八木恵美子  
事務所神奈川県横浜市中区尾上町2-27大洋建設閑内ビル5階  
相続財産清算人 弁護士 松木 崇  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
横浜家庭裁判所

**令和7年（家）第40555号**  
東京都港区赤坂2丁目3番5号  
申立人 株式会社東京スター銀行  
本籍東京都大田区羽田5丁目24番地1、最後の住所横浜市南区六ツ川2丁目75番地の28グリーンヒル弘明寺104号、死亡の場所神奈川県横浜市南区、死亡年月日令和6年9月30日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和28年1月5日、職業不明  
被相続人 亡 中澤 利夫

事務所横浜市中区太田町2-23横浜メディア・ビジネスセンター6階  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 洋平  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
横浜家庭裁判所

**令和7年（家）第40567号**  
神奈川県横浜市瀬谷区卸本町9279番地29  
申立人 株式会社バーニング  
本籍神奈川県横浜市旭区中尾1丁目11番、最後の住所神奈川県横浜市旭区中尾1丁目11番16号、死亡の場所神奈川県横浜市瀬谷区、死亡年月日令和6年11月25日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和50年9月10日、職業会社役員  
被相続人 亡 杉山 記章  
事務所横浜市中区太田町2-23横浜メディア・ビジネスセンター6階  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 洋平  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
横浜家庭裁判所

**令和7年（家）第15050号**  
新潟県長岡市錦3丁目5-7  
申立人 金泉 一男  
本籍新潟県三島郡出雲崎町大字上中条870番地、最後の住所新潟県三島郡出雲崎町大字上中条870番地、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和7年3月2日、出生の場所新潟県三島郡出雲崎町、出生年月日昭和10年3月28日、職業無職  
被相続人 亡 金泉マサイ  
事務所新潟県長岡市今朝白3丁目3番1号黒田特許法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 水戸 愛子  
催告期間満了日 令和8年2月24日  
新潟家庭裁判所長岡支部

**令和7年（家）第30096号**  
静岡市駿河区西脇661番地の1  
申立人 株式会社大協  
本籍愛知県名古屋市天白区八事山331番地、最後の住所静岡市駿河区馬渓3丁目4番32号メゾンスルガ403号、死亡の場所愛知県名古屋市中村区、死亡年月日令和7年4月3日、出生の場所愛知県名古屋市昭和区、出生年月日昭和42年7月15日、職業会社員  
被相続人 亡 村井 宏三  
静岡市葵区伝馬町8番地の6 トップセンタービル13階 共和法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松田康太郎  
催告期間満了日 令和8年3月6日  
静岡家庭裁判所

## 令和7年（家）第20136号

浜松市天竜区大谷24番地の6

申立人 國分あかね

本籍静岡県浜松市天竜区大谷54番地19、最後の住所浜松市天竜区大谷54番地の19、死亡の場所静岡県浜松市浜名区、死亡年月日令和6年11月23日、出生の場所静岡県磐田郡二俣町、出生年月日昭和33年2月1日、職業会社員被相続人 亡 塩崎 傑

浜松市中央区池町221番地の5 大石康智法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大石 康智  
催告期間満了日 令和8年3月12日  
静岡家庭裁判所浜松支部

## 令和7年（家）第469号

名古屋市北区安井2丁目4番5号

申立人 柳原 福子

本籍愛知県豊田市吉原町屋敷畠12番地、最後の住所愛知県豊田市吉原町屋敷畠12番地、死亡の場所愛知県豊田市、死亡年月日平成26年6月2日、出生の場所愛知県豊田市、出生年月日昭和24年2月26日、職業不明

被相続人 亡 野場 明人  
愛知県安城市御幸本町11番27号第2大嶽ビル3階弁護士法人碧総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 稲垣 礼子  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

## 令和7年（家）第69号

三重県四日市市日永西3丁目11-21 コスモシティ日永1-C

申立人 下倉 和子

本籍三重県伊勢市河崎3丁目978番地、最後の住所三重県伊勢市河崎3丁目2番34号、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日令和6年8月24日、出生の場所三重県伊勢市、出生年月日昭和47年10月24日、職業不明

被相続人 亡 下倉 正義  
事務所三重県津市西丸之内35-12坪井・中西法律事務所

相続財産清算人 弁護士 若林 直樹  
催告期間満了日 令和8年2月28日

津家庭裁判所伊勢支部

## 令和7年（家）第87号

三重県四日市市西新地7番8号

申立人 株式会社三十三銀行

本籍三重県志摩市阿児町安乘363番地3、最後の住所三重県志摩市阿児町安乘366番地、死亡の場所三重県志摩市、死亡年月日令和3年10月21日、出生の場所三重県志摩郡安乘村、出生年月日昭和3年6月2日、職業自営業被相続人 亡 松井うめの

事務所三重県伊勢市岩瀬2丁目5番1号伊勢駅前三交ビル3階宇治山田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 河之口 学  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
津家庭裁判所伊勢支部

## 令和7年（家）第1186号

京都市中京区間之町通夷川上る楠町601番地3楠町ビル3階 つくし法律事務所

申立人 中村 葉子  
本籍京都市下京区中堂寺前田町11番地、最後の住所京都市下京区中堂寺前田町11番地の25、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和6年12月17日、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和38年3月17日、職業地方公務員

被相続人 亡 大塚 浩三  
事務所京都市中京区丸太町通烏丸東入光り町420京都インペリアルビル5階 洛新法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野澤 健  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
京都家庭裁判所

## 令和7年（家）第80638号

大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4 大阪駅前第4ビル5階

申立人 司法書士法人 L S O  
本籍大阪府大阪市住吉区山之内4丁目16番、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番16-410号、死亡の場所大阪府大阪市都島区、死亡年月日令和6年7月13日、出生の場所大阪府大阪市西淀川区、出生年月日昭和48年4月26日、職業不明

被相続人 亡 佐々木清秀  
大阪市北区西天満5-1-9 大和地所南森町ビル5階

相続財産清算人 弁護士 町野 達也  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年（家）第80701号

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

申立人 株式会社三井住友銀行

本籍兵庫県明石市大久保町高丘3丁目1番地1、最後の住所大阪府寝屋川市池田北町24番2-613号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和6年5月30日、出生の場所福岡県糟屋郡多々良町、出生年月日昭和26年1月18日、職業無職

被相続人 亡 奥 登志夫  
大阪市北区西天満4丁目8番2号北ビル本館6階602号  
相続財産清算人 弁護士 大迫 雅  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年（家）第80815号

大阪府東大阪市吉田5丁目11-16

申立人 寺尾 健一

本籍大阪府東大阪市吉田2丁目999番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田2丁目1番34号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和6年8月21日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和27年11月16日、職業不明

被相続人 亡 武田 安功  
大阪府吹田市江坂町1-23-43ファード江坂ビル903号

相続財産清算人 弁護士 岡部 創史  
催告期間満了日 令和8年3月18日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年（家）第2047号

大阪府泉佐野市日根野1695番地の1

申立人 神藤 俊彦

本籍大阪府泉佐野市日根野614番地、最後の住所大阪府泉佐野市新安松2丁目5番17号、死亡の場所大阪府泉佐野市、死亡年月日推定令和7年2月23日、出生の場所大阪府泉佐野市、出生年月日昭和34年1月16日、職業会社員

被相続人 亡 南 康夫  
大阪市北区西天満2丁目2番3-A 09号

相続財産清算人 弁護士 岸田 好美  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
大阪家庭裁判所岸和田支部

## 令和7年（家）第2080号

熊本県合志市幾久富1656番地287

申立人 高山 直人

本籍大阪府岸和田市行遇町1番地207、最後の住所大阪府岸和田市行遇町1番地の207、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日令和6年8月28日、出生の場所鹿児島県指宿市、出生年月日昭和35年6月13日、職業会社役員被相続人 亡 下之園 仁

大阪市北区西天満1丁目7番4号協和中之島ビル5階  
相続財産清算人 弁護士 小谷 隆幸  
催告期間満了日 令和8年3月16日  
大阪家庭裁判所岸和田支部

## 令和7年（家）第1390号

東京都町田市原町田3丁目8番11号プレシス町田ヴィアラ405

申立人 名取 建治

本籍山梨県甲州市塩山上於曾1120番地、最後の住所山梨県甲州市塩山下於曾1256番地綠風苑、死亡の場所山梨県甲州市、死亡年月日令和7年4月21日、出生の場所山梨県東山梨郡神金村、出生年月日大正11年4月1日、職業無職

被相続人 亡 矢崎 豊

事務所山梨県甲府市中央1丁目9番6号青柳ビル3階川手一郎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木暮 利壹  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
甲府家庭裁判所

## 令和7年（家）第40246号

福岡市中央区渡辺通5丁目23番8号

申立人 株式会社エム・アール・エフ

国籍韓国、最後の住所神戸市長田区若松町1丁目2番14号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2021年5月26日、出生の場所不明、出生年月日西暦1947年2月8日、職業不明

被相続人 亡 吳原守八こと 吳 守八  
神戸市中央区江戸町96番地8F 弁護士法人セラヴィ

相続財産清算人 弁護士 崔 舜記  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
神戸家庭裁判所

## 令和7年（家）第40258号

兵庫県芦屋市業平町3番20-1102号

申立人 前田 盛

本籍滋賀県大津市木下町171番地、最後の住所神戸市東灘区本山南町9丁目2番12-101号、死亡の場所神戸市東灘区、死亡年月日推定令和6年10月11日から20日までの間、出生の場所神戸市東灘区、出生年月日昭和29年6月27日、職業無職

被相続人 亡 森 賴子

神戸市中央区相生町1丁目2番1号東成ビルディング7階多聞法律事務所西元町オフィス

相続財産清算人 弁護士 中川 勘太

催告期間満了日 令和8年2月27日  
神戸家庭裁判所

**令和7年（家）第70134号**

大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号

申立人 上田大阪エンタープライズ株式会社  
 本籍兵庫県神戸市長田区大丸町1丁目11番地、最後の住所兵庫県西宮市柳本町9番34-507号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和6年5月2日、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和26年7月10日、職業不明

被相続人 亡 吉岡 良行

事務所兵庫県尼崎市塚口町1丁目14番11号塚口サンルイスビル202清藤法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 清藤 律司  
 催告期間満了日 令和8年2月27日  
 神戸家庭裁判所尼崎支部

**令和7年（家）第70113号**

兵庫県姫路市安田4丁目1番地

申立人 姫路市

本籍兵庫県姫路市御国野町国分寺527番地2、最後の住所兵庫県姫路市船津町5293番地37、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年6月30日、出生の場所東京都本郷区、出生年月日昭和19年3月25日、職業不明

被相続人 亡 吉住 正俊

事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護士法人菊井法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 菊井 公策  
 催告期間満了日 令和8年2月20日  
 神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年（家）第308号**

兵庫県加西市北条町横尾1000番地

申立人 加西市長 高橋 晴彦

本籍兵庫県加西市鶴野町2011番地、最後の住所兵庫県加西市鶴野町2011番地、死亡の場所兵庫県加西市、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所兵庫県加西郡九会村、出生年月日昭和12年10月11日、職業不詳

被相続人 亡 吉田 正

事務所兵庫県小野市神明町199番5号 塚脇ビル1階 弁護士法人ユタカ総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 渡瀬 直哉  
 催告期間満了日 令和8年2月26日  
 神戸家庭裁判所社支部

**令和6年（家）第30550号**

広島市中区舟入町1番13-201号

申立人 藤井寿恵子

本籍広島県福山市西町3丁目142番地、最後の住所広島市東区牛田東2丁目19番6-703号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日令和6年4月21日、出生の場所広島県尾道市、出生年月日昭和24年2月2日、職業会社役員  
 被相続人 亡 旗手 福満  
 事務所広島市中区八丁堀12番22号築地ビル401号京口門法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 佐藤 勝彦  
 催告期間満了日 令和8年2月24日  
 広島家庭裁判所

**相続権主張の催告**

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和7年（家）第6030号**

静岡県伊豆市修善寺290番地

申立人 石井 大

本籍埼玉県加須市中央1丁目504番地、最後の住所静岡県熱海市熱海1993番地の7、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日平成23年6月13日、出生の場所東京都北豊島郡王子町、出生年月日昭和7年3月20日、職業無職  
 被相続人 亡 石川 幸枝  
 催告期間満了日 令和8年3月4日  
 静岡家庭裁判所熱海出張所

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

**令和7年（ヘ）第5号**

長崎県佐世保市白木町56番地3（住民票上の住所）長崎県佐世保市京坪町5番10-1606号

申立人 丸幸ラジエーターこと 中村 浦子

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月14日  
 令和7年7月14日 札幌簡易裁判所

**（別紙）目録**

約束手形 1通

手形番号 YG 25326

金額 146,300円

支払期日 令和3年6月30日

支払地 北海道札幌市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行札幌支店

振出日 令和3年1月29日

振出地 北海道札幌市

振出人 株式会社カナモト 代表取締役社長

金本 哲男

受取人 有限会社谷口自動車整備工場

裏書人 有限会社谷口自動車整備工場 取締役

谷口 豊

被裏書人 申立人

最終所持人 申立人

**令和7年（ヘ）第2号**

北海道茅部郡森町字常盤町171番地の9

申立人 有限会社三上製作所

代表者代表取締役 三上 貴司

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月17日

令和7年7月15日 室蘭簡易裁判所

**（別紙）目録**

約束手形 1通

手形番号 HA 36693

金額 196,443円

支払期日 令和7年6月30日

支払地 北海道登別市

支払場所 株式会社北海道銀行登別支店

振出日 令和7年2月25日

振出地 白地

振出人 株式会社上田商会 代表取締役 上田

朗大

受取人 申立人

最終所持人 申立人

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

**令和7年（家）第61号**

静岡県沼津市戸田3878番地の114

申立人 土本真奈美

本籍静岡県沼津市戸田531番地、最後の住所  
 静岡県沼津市戸田3878番地の114

不在者 土本 忠良

昭和33年1月1日生

届出期間満了日 令和7年9月24日

静岡家庭裁判所沼津支部

**失踪宣告****令和7年（家）第10011号**

本籍和歌山県田辺市磯間59番地、最後の住所  
 米国ハワイ州オアフカイルアホー街1066

不在者 市田みさゑ

明治35年5月4日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

**令和7年（家）第10012号**

本籍和歌山県田辺市磯間59番地、最後の住所  
 不明

不在者 市田恵美子

大正13年9月6日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

**令和7年（家）第10013号**

本籍和歌山県田辺市磯間59番地、最後の住所  
 和歌山県田辺市福路町27番地

不在者 市田マチ子

昭和2年2月9日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

**令和6年（家）第116号**

本籍鳥取県西伯郡南部町馬場259番地、最後の住所朝鮮京城府鐘路区孝子町番地不詳

不在者 岩磨 研佐

昭和12年3月29日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

鳥取家庭裁判所米子支部裁判所書記官

**令和7年（家）第18号**

本籍香川県三豊郡詫間町大字詫間6327番地の  
 2、最後の住所香川県三豊郡詫間町大字詫間  
 865番戸

不在者 吉久彌三郎

明治元年12月4日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

高松家庭裁判所観音寺支部裁判所書記官

**令和6年(家)第648号**  
 本籍埼玉県比企郡小川町大字高谷2580番地  
 9、最後の住所埼玉県比企郡小川町大字高谷  
 2580番地9  
 不在者 渡邊 伸弥  
 昭和50年6月25日生  
 令和7年7月16日失踪宣告審判確定  
 さいたま家庭裁判所熊谷支部裁判所書記官

**令和6年(家)第8764号**  
 国籍韓国、最後の住所大韓民国以下不詳  
 不在者 徐 命立  
 西暦1941年6月30日生  
 令和7年7月18日失踪宣告審判確定  
 東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第5209号**  
 本籍新潟県長岡市沢田2丁目3824番地10、最後の住所新潟県長岡市沢田2丁目3824番地10  
 不在者 広井多喜子  
 昭和9年11月22日生  
 令和7年7月17日失踪宣告審判確定  
 新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

**令和6年(家)第176号**  
 本籍静岡県富士市厚原827番地、最後の住所静岡県富士市厚原788番地の3  
 不在者 渡邊 道子  
 昭和12年5月6日生  
 令和7年7月12日失踪宣告審判確定  
 静岡家庭裁判所富士支部裁判所書記官

**令和6年(家)第1865号**  
 本籍石川県輪島市金屋谷町六ノ28番地、最後の住所名古屋市南区砂口町112番地の1レオパレス205号  
 不在者 坂本 秀夫  
 昭和31年1月9日生  
 令和7年7月18日失踪宣告審判確定  
 名古屋家庭裁判所裁判所書記官

**除権決定**  
 次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

**令和7年(火)第1号**  
 埼玉県北本市ニツ家1丁目374番地マリオン  
 北本1106(登記記録上の住所北群馬郡小野上  
 村大字小野子1098番地1)  
 申立人 佐藤智佐子  
 権利の届出の終期 令和7年7月16日  
 令和7年7月17日 前橋簡易裁判所

(別紙) 目録  
 (1)土地 渋川市小野子字一本木  
 山林 4026平方メートル  
 (2)登記年月日番号 前橋地方法務局渋川出張所平成2年6月5日受付第7581号  
 (3)登記した権利の内容  
 登記の目的 賃借権設定  
 原因 平成2年2月28日設定  
 借賃 1平方メートル当たり1年金49円  
 支払期 契約した年の端数分と2年分を契約日に支払いし、以降3年分毎に3年分を12月末日までに前払いする。  
 存続期間 契約日から満20年  
 賃借権者 北群馬郡小野上村大字小野子1910番地1  
 株式会社小野上カントリー倶楽部

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(火)第152号**  
 名古屋市守山区桜坂2丁目3205番地  
 債務者 谷口まさか  
 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 浅野 桂市  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時10分  
 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(火)第1483号**  
 名古屋市中区千代田4丁目5番22号 S L A N T W A L L S 201号、従前の住所名古屋市千種区今池3丁目13番3号-1 オープンレジデンシア今池1004号  
 債務者 横田 久人  
 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 重長 孝志  
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時50分  
 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(火)第377号**  
 神奈川県秦野市堀山下483番地の1 ファーストテラス秦野 408号  
 債務者 山本 雄三  
 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 長谷川 浩  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後1時30分  
 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで  
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(火)第1308号**  
 名古屋市守山区桜坂2丁目3205番地  
 債務者 谷口まさか  
 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 浅野 桂市  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時15分  
 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで  
 長崎地方裁判所厳原支部破産係

**令和7年(火)第100号**  
 香川県坂出市元町1丁目6番10号  
 債務者 須崎 文彦  
 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時30分  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 篠池 信宏  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時30分  
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで  
 高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(火)第35号**  
 兵庫県洲本市桑間468番地6  
 債務者 福田 鉄男  
 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 富本 和路  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後3時30分  
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

<b>令和7年(フ)第113号</b> 新潟県長岡市上岩井884番地1 債務者 元井 博道 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月28日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	<b>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告</b> の期日 令和7年11月19日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 函館地方裁判所	<b>令和7年(フ)第226号</b> 香川県高松市木太町5068番地5 債務者 増田 隆 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前9時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳田 陽一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	<b>令和7年(フ)第3403号</b> 大阪市中央区南久宝寺町2丁目2番8-902 号 債務者 濱崎 雅裕 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朴 泰翼 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第40号</b> 京都府亀岡市稗田野町芦ノ山アゲキ1番地 45、住民票上の住所京都府亀岡市稗田野町芦 ノ山アゲキ1番地53 債務者 千田 敏夫 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近江 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 京都地方裁判所園部支部破産係	<b>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古高 麗衣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月7日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 秋田地方裁判所横手支部</b>	<b>令和7年(フ)第227号</b> 香川県高松市松縄町1075番地19 債務者 増田 洋一 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前9時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳田 陽一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	<b>破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間</b>
<b>令和7年(フ)第317号</b> 新潟市西区内野西2丁目12番14号 債務者 鈴木 伸治 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 氏家 信彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月4日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 新潟地方裁判所民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古平 弘樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係</b>	<b>令和7年(フ)第88号</b> 香川県丸亀市垂水町596番地5 債務者 真鍋 鳥馬 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 節代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 高松地方裁判所丸亀支部	<b>令和7年(フ)第386号</b> 愛知県岡崎市城北町14番地7 城北ハウス 215 債務者 岡田 和正 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第318号</b> 新潟市西区内野西2丁目12番14号 債務者 鈴木 綾子 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 氏家 信彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 新潟地方裁判所民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</b>	<b>令和7年(フ)第218号</b> 千葉県成田市加良部4丁目25番地1 (1棟 315号) 債務者 大坪 嘉美 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永治 衣理 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	<b>4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</b>
<b>令和7年(フ)第269号</b> 函館市八幡町20番18号 債務者 佐藤 澄奈 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 樋口 直久	<b>1 決定年月日時 令和7年7月30日午前1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</b>	<b>令和7年(フ)第1121号</b> 千葉市中央区問屋町1番10号 スアヴィス千 葉101号 債務者 尾崎 秀美 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 町田 敬 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第100号</b> 長崎県佐世保市知見寺町303番地1 債務者 福元 誠二 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第106号 長崎県佐世保市大潟町289番地217 債務者 池田はるか 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係 令和7年(フ)第185号 群馬県前橋市高井町1丁目4番地10 債務者 タカノホシコメリジョンコこと TA KANO HOSHIKO MERI JU NKO 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第1190号 さいたま市大宮区寿能町1丁目40番地4 大宮公園駅前マンション302 債務者 東 宏介 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第172号 埼玉県本庄市東台1丁目5番3号 ダイアパレス本庄620号室 債務者 染谷 真胤 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第1303号 横浜市南区永田山王台35番19号 さくら荘7号棟714 債務者 工藤美留加 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1310号 横浜市中区本牧町2丁目296番地 本牧第一マンション2-D 債務者 大塚由之助 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1311号 横浜市中区本牧町2丁目296番地 本牧第一マンション2-D 債務者 大塚 公枝(旧姓中澤) 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1384号 横浜市緑区長津田みなみ台7丁目33番地15 上の原グリーンハイツ10棟310号 債務者 砂村 龍一 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1473号 神奈川県大和市福田4丁目3番地5 パークハイツ202 債務者 伊藤シェイラ 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第644号 京都市西京区大枝沓掛町14番地298 債務者 高橋 周也 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1483号 横浜市戸塚区下倉田町476番地7 宮谷ハイツ203号 債務者 今 龍 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第743号 京都市山科区御陵大津畠町23番地12 コーポ順 3-B 債務者 杉野 真一 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第749号 京都市長岡京市開田3丁目1番7号 シャトーレスボワール 103 債務者 宮園 健二 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第781号 京都市山科区西野広見町15番地1 東側 債務者 平島 優華 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
--	--

<b>令和7年(フ)第167号</b> 奈良県北葛城郡河合町池部3丁目4番3号 傾務者 渕 一 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1262号</b> 札幌市東区北43条東1丁目1番16-301号 傾務者 岡崎 春美 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1262号</b> 札幌市東区北43条東1丁目1番16-301号 傾務者 岡崎 春美 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第132号</b> 鋸路市鳥取北4丁目7番24号 リバーサイド 鳥取102 傾務者 高田 和洋 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第78号</b> 新潟県新発田市御幸町2丁目9番8号 奥村 貸家 傾務者 村上 雄紀 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 新潟地方裁判所新発田支部	
<b>令和7年(フ)第178号</b> 奈良県大和高田市田井56-1 クレール1番 館202、住民票上の住所奈良県五條市野原西 2丁目2番26号 傾務者 吉田 夏音 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1290号</b> 北海道石狩市樽川3条1丁目47番地3 樽川 北団地B-102 傾務者 宮川 実 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1290号</b> 東京都立川市上砂町5丁目76番地の4特別養 護老人ホーム砂川園 傾務者 佐藤八重子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1234号</b> 東京都立川市上砂町5丁目76番地の4特別養 護老人ホーム砂川園 傾務者 佐藤八重子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1234号</b> 新潟県新発田市緑町3丁目9番2号10 傾務者 佐藤 翔太	<b>令和7年(フ)第80号</b> 新潟県新発田市緑町3丁目9番2号10 傾務者 佐藤 翔太 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 新潟地方裁判所新発田支部
<b>令和7年(フ)第373号</b> 札幌市西区発寒14条3丁目2番5-101号 傾務者 山田あゆみ(旧姓岩佐) 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1240号</b> 東京都日野市多摩平1丁目10番地の1都営多 摩平1丁目アパート1-702 傾務者 長谷川恭子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1240号</b> 東京地方裁判所立川支部民事第4部	<b>令和7年(フ)第147号</b> 静岡県沼津市共栄町9番地の2 傾務者 杉澤 恵理(旧姓加藤) 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1231号</b> 札幌市豊平区美園7条3丁目4番23-2号 J Pコート美園II-203号 傾務者 高見 曜彦 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1343号</b> 札幌市豊平区平岸4条2丁目1番6-303号 傾務者 斎藤 詩歩 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1343号</b> 札幌市豊平区平岸4条2丁目1番6-303号 傾務者 斎藤 詩歩 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後2時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第77号</b> 新潟県胎内市大川町4番14号 傾務者 榎本ヨシエ 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後2時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第336号</b> 愛知県豊田市永覚町中山畑7番地1 傾務者 鶴田 友美 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第336号</b> 新潟地方裁判所新発田支部	<b>令和7年(フ)第1231号</b> 静岡県沼津市共栄町9番地の2 傾務者 杉澤 恵理(旧姓加藤) 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1236号</b> 北海道石狩市花川北4条3丁目4番地1 道 営住宅D15-401 傾務者 阿部 広司	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで <b>令和7年(フ)第1236号</b> 新潟地方裁判所新発田支部	

令和7年(フ)第192号 奈良市白毫寺町936番地の5 メゾンたかまど402号 債務者 中田 雅也 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年7月30日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第161号 茨城県稲敷郡阿見町中郷2丁目27番地2 プリマレーベン102号 債務者 佐藤 泰真 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第197号 奈良市大安寺1丁目1番2-602号 債務者 芳村佑里亞 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年7月30日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第164号 茨城県石岡市鹿の子1丁目11番15号 鹿の子ハイツ102号 債務者 坂野 綾 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第137号 奈良県香芝市逢坂2丁目564番地1 アーバンハイツ201号 債務者 内山 健治 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 盛岡地方裁判所水沢支部	令和7年(フ)第1028号 東京都多摩市豊ヶ丘2丁目9番地3-101 債務者 三谷 彩 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第172号 奈良県橿原市西池尻町112番地の8 債務者 山際 行雄 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 福島地方裁判所いわき支部	令和7年(フ)第202号 岐阜県本巣郡北方町北方1711番地の1 モチノキの郷、前住所岐阜県羽島郡岐南町三宅7丁目100番地 (コートテイストB1号室) 債務者 中島 均 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第186号 香川県高松市新田町甲919番地4 景觀荘8号室 債務者 浅野 夏輝	1 決定年月日時 令和7年7月30日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第187号 茨城県稲敷郡美浦村大字茂呂1373番地13 ベイサイドプラザ102 債務者 小林 明 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第186号 香川県高松市新田町甲919番地4 景觀荘8号室 債務者 浅野 夏輝	1 決定年月日時 令和7年7月30日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第127号 茨城県稲敷郡美浦村大字茂呂1373番地13 ベイサイドプラザ102 債務者 小林 明 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第186号 香川県高松市新田町甲919番地4 景觀荘8号室 債務者 浅野 夏輝	1 決定年月日時 令和7年7月30日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第127号 茨城県稲敷郡美浦村大字茂呂1373番地13 ベイサイドプラザ102 債務者 小林 明 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

<b>令和7年(フ)第282号</b>	岐阜県山県市東深瀬168番地1 カームA202号 債務者 森 貴光 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
<b>令和7年(フ)第90号</b>	滋賀県彦根市栄町2丁目6番47号、前住所滋賀県彦根市芹橋2丁目5番15号 債務者 佐竹 圭子 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	岐阜地方裁判所
<b>令和7年(フ)第2429号</b>	大阪市西区南堀江1丁目19番25-403号 債務者 藤本 晃子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	大阪地方裁判所彦根支部
<b>令和7年(フ)第2855号</b>	大阪府吹田市高城町18番34号(303) 債務者 茨木 弘文 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第3167号</b>	大阪市西成区鶴見橋1丁目12番17号 鶴見文化 201号 債務者 山崎 房人

1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第3256号</b>	大阪府茨木市大池1丁目14-21 松下マンション207号、住民票上の住所大阪府南河内郡河南町大宝2丁目18番8号 債務者 松村 智枝(旧姓萩原) 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第3411号</b>	大阪市城東区鴨野東3丁目18番22号 メゾン・ド・ペルデ B5 債務者 濱田 貴大(旧姓菖蒲) 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第3502号</b>	大阪府摂津市南別府町9番4-307号 債務者 山口 和之 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第3523号</b>	大阪府摂津市正雀4丁目6番28-102号、前住所大阪府摂津市三島3丁目14番54号 債務者 城間 盛三 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第3584号</b>	大阪府東大阪市吉田7丁目5番18号 綱笠コーポ 205号 債務者 梶口 美緒 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第152号</b>	長崎県長崎市赤迫2丁目12番12号 債務者 久保ソヨ子 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	長崎地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第153号</b>	長崎県長崎市矢の平3丁目14番2号 債務者 池内寿三子 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	長崎地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第165号</b>	長崎県長崎市茂木町1516番地1 債務者 田中 憲治 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
	長崎地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第112号</b>	長崎県佐世保市白岳町1002番地3 債務者 梶尾みどり 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
	長崎地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第1209号</b>	千葉県船橋市海神6丁目3番9号 いのにわ荘203号、開始決定時の住所千葉県船橋市藤原6丁目26番5-1307号 破産者 清宮 知之 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和6年(フ)第122号</b>	横浜市戸塚区原宿2丁目5番19号 破産者 株式会社HAYAMI 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第123号</b>	神奈川県鎌倉市大船2丁目6番28号 破産者 株式会社MASAYA 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第2826号</b>	神奈川県鎌倉市腰越2丁目6番2号 破産者 信栄産業株式会社 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第16号	長野県千曲市大字千本柳391番地5 破産者 株式会社クリエート 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部	
令和6年(フ)第483号	鹿児島市長田町15番8号、商業登記簿上の本店所在地鹿児島市山下町7番8号 破産者 みなみの株式会社 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	
令和6年(フ)第6693号	東京都中央区築地2丁目1番17号 破産者 株式会社銀泉 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和5年(フ)第88号	富山県砺波市杉木1丁目165番地 破産者 呉西運輸有限会社 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部	
令和5年(フ)第89号	最後の住所富山県砺波市鷹栖出1108番地21 破産者 亡堀田英子相続財産 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部	

令和6年(フ)第124号	千葉県船橋市飯山満町1丁目1383番地13 河野邊方 破産者 速水 真也 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第1306号	横浜市旭区鶴ヶ峰本町2丁目3番7-105号、開始決定時の住所横浜市戸塚区深谷町383番地7 破産者 沼 修 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第325号	相模原市中央区清新8丁目6番6号 スカイコート相模原イハシ306 破産者 和田 猛 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部	
令和5年(フ)第37号	福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字町41番地 破産者 鈴木 和男 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部	
令和5年(フ)第37号	福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字町41番地 破産者 鈴木 和男 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部	

令和6年(フ)第229号	茨城県つくば市上ノ室3515番地4 破産者 中島 茂子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	
令和6年(フ)第1876号	横浜市瀬谷区阿久和東4丁目25番地10 セントラルカーサA101 破産者 山本 明菜 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部	
令和7年(フ)第6号	富山県高岡市白金町2番20号 破産者 村中 広樹 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部	
破産債権の届出期間及び一般調査期日	
令和7年(フ)第20号	鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町152番地 メイスイビルオーレ・セイワ4-F号 破産者 三島 卓 1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 2 一般調査期日 令和7年10月22日午後1時30分 3 分 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部	
令和6年(フ)第3105号	横浜市保土ケ谷区天王町2丁目42番地2 天王町団地2棟1106号 破産者 大西 洋平 1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 2 一般調査期日 令和7年10月15日午前10時40分 3 分 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部	

**令和7年（フ）第1号**  
長野県伊那市上新田2507番地1 サーブラス  
小林I-202  
破産者 高橋 伸一  
1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで  
2 一般調査期日 令和7年11月5日午前11時30分  
令和7年7月31日 長野地方裁判所伊那支部  
**令和5年（フ）第1162号**  
福井県あわら市市姫3-4-24 ヴィラモードグリーン 104号室、破産手続開始決定時の住所北海道幌泉郡えりも町大和243-124  
コーポファミール宮の森101号室  
破産者 厳英爾こと 嚴 英爾  
1 破産債権の届出期間 令和7年9月17日まで  
2 一般調査期日 令和7年10月22日午前11時  
令和7年7月30日  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**債権者集会招集**  
**令和6年（フ）第3076号**  
大阪市西区立売堀3丁目8番12-505号  
破産者 前田 善徳  
1 期日 令和7年10月30日午後2時50分  
2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告  
令和7年7月25日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**書面による計算報告**  
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。  
**令和6年（フ）第3756号**  
大阪市東住吉区西今川1丁目1番13号 シテール西今川 210号  
破産者 岩本 邦明  
異議申述期間 令和7年9月24日まで  
令和7年7月30日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第1050号**  
大阪市西成区岸里東1丁目6番21号 グランエクラ岸里 505  
破産者 柳瀬 和也  
異議申述期間 令和7年9月24日まで  
令和7年7月30日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年（フ）第1529号**  
大阪府守口市西郷通1丁目22番2号  
破産者 株式会社文正堂  
異議申述期間 令和7年9月24日まで  
令和7年7月30日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**特別清算開始**  
**令和7年（ヒ）第2052号**  
東京都港区六本木7丁目2番8号  
清算株式会社 株式会社ダブル・ティー・エフ・シー  
代表清算人 小松 哲郎  
1 決定年月日 令和7年7月28日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年（ヒ）第1005号**  
神奈川県藤沢市善行7丁目5番4-105号  
清算株式会社 シビル株式会社  
代表清算人 瀧澤 茂男  
1 決定年月日 令和7年7月25日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
横浜地方裁判所第3民事部  
**特別清算終結**  
**令和7年（ヒ）第3号**  
千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区1（E-601）  
清算株式会社 株式会社N S管財  
1 決定年月日 令和7年7月25日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
千葉地方裁判所松戸支部  
**令和7年（ヒ）第3020号**  
大阪市中央区道修町1丁目6番7号JMFビル北浜01（9階）  
清算株式会社 MF株式会社  
1 決定年月日 令和7年7月25日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（ヒ）第2号**  
兵庫県豊岡市瀬戸77番地の23  
清算株式会社 株式会社佐藤商店  
1 決定年月日 令和7年7月22日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
神戸地方裁判所豊岡支部  
**特別清算協定認可**  
**令和7年（ヒ）第1002号**  
神戸市中央区江戸町96番地ストロングビル8階  
弁護士法人神戸綜合法律事務所内  
清算株式会社 Y G S管理株式会社  
代表清算人 西川 精一  
1 決定年月日 令和7年7月28日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の26.37%の金員（1円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から2週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。  
2 前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
3 前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。  
以上  
神戸地方裁判所第3民事部  
**監督命令**  
**令和7年（再）第1号**  
京都市南区久世築山町140番地  
再生債務者 株式会社片岡製作所  
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。  
2 監督委員 京都市中京区烏丸通三条下ル 大同生命京都ビル8階 河本総合法律事務所 弁護士 河本 茂行  
令和7年7月25日  
京都地方裁判所第5民事部

**小規模個人再生による再生手続開始**  
**令和7年（再イ）第26号**  
千葉県白井市富士151番地の2 白井ロジュマン130号  
再生債務者 ガルワンゴダ ウィルピタゲ アサンカ クマラ (GALWANGODA WILPITAGE ASANKA KUMARA)  
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月16日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部  
**令和7年（再イ）第36号**  
千葉県印旛郡酒々井町本佐倉687番地  
再生債務者 越川 義幸  
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月16日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部  
**令和7年（再イ）第53号**  
埼玉県幸手市大字木立233番地  
再生債務者 栗原 文子  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月10日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部  
**令和7年（再イ）第42号**  
兵庫県西宮市松山町7番27-202号  
再生債務者 宗近 次郎  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部

<b>令和7年（再イ）第44号</b> 兵庫県尼崎市東本町2丁目10番地の3ラモナ東本町II103号 再生債務者 三浦 美穂 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 神戸地方裁判所尼崎支部 <b>令和7年（再イ）第26号</b> 神奈川県中郡二宮町緑が丘3丁目4番地の6 再生債務者 斎藤 成雄 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月11日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係 <b>令和7年（再イ）第9号</b> 鳥取県米子市両三柳618番地1 再生債務者 濱尾 洋子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月11日まで 鳥取地方裁判所米子支部 <b>令和7年（再イ）第32号</b> 長崎県西彼杵郡長与町高田郷469番地4 ハイツ池下2-D 再生債務者 野添 春奈 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月25日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係 <b>令和7年（再イ）第4号</b> 鹿児島県阿久根市赤瀬川2145番地3 再生債務者 中村 武	<b>1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで</b> 鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係 <b>令和7年（再イ）第10号</b> 沖縄県沖縄市山内2丁目19番5号 再生債務者 翁長 克哉 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 <b>令和7年（再イ）第11号</b> 沖縄県沖縄市山内2丁目19番5号 再生債務者 翁長さおり 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 <b>令和7年（再イ）第241号</b> 東京都青梅市友田町3-93-1 ロイヤルステージ小作II-202号 再生債務者 岡上 仁 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月30日まで 東京地方裁判所民事第20部 <b>令和7年（再イ）第316号</b> 東京都中野区本町6-33-8-202 再生債務者 土橋 舞 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月30日まで 東京地方裁判所民事第20部 <b>令和7年（再イ）第29号</b> 茨城県かすみがうら市下志筑1052番地1 再生債務者 小松崎美香 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで 松山地方裁判所西条支部 <b>令和7年（再イ）第29号</b> 茨城県かすみがうら市下志筑1052番地1 再生債務者 小松崎美香 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 <b>令和7年（再イ）第280号</b> 大阪市中央区玉造1丁目13番10-507号 再生債務者 鈴木 寛基 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部
--	--

<b>令和7年（再イ）第309号</b> 大阪市港区磯路2丁目13番2—407号 再生債務者 中之薗亮太 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年10月2日まで 　　福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係</b>	<b>令和7年（再イ）第16号</b> 岩手県北上市里分8地割94番地5 再生債務者 水戸 信幸 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月26日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	<b>令和7年（再イ）第15号</b> 新潟県小千谷市土川2丁目2番10号 再生債務者 片山 荘一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月21日まで 令和7年7月31日 新潟地方裁判所長岡支部再生係
<b>令和7年（再イ）第28号</b> 佐賀市兵庫北1丁目20番24—610号 再生債務者 浦津 靖史 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月17日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	<b>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年10月2日まで 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部</b>	<b>令和7年（再イ）第18号</b> 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第3地割75番地1 コーポつばさ101号室 再生債務者 菅原 義秀 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月26日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	<b>令和7年（再イ）第18号</b> 長崎県長崎市鍛冶屋町6番3号 オオタビル2F 再生債務者 竹下 義昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月21日まで 令和7年7月31日 長崎地方裁判所民事部個人再生係
<b>令和7年（再イ）第34号</b> 盛岡市下太田下川原65番地2 再生債務者 中村 俊行 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月25日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月18日まで 　　金沢地方裁判所民事部</b>	<b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b> <b>令和7年（再イ）第45号</b> 神戸市垂水区星陵台2丁目3番11—306号 再生債務者 道下 博史 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月20日まで 令和7年7月30日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	<b>令和7年（再イ）第2号</b> 青森市大字浦町字奥野346番地27 再生債務者 前田 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月28日まで 令和7年7月31日 青森地方裁判所民事部再生係
<b>令和7年（再イ）第5号</b> 岩手県下閉伊郡田野畠村滝ノ沢57番地9 再生債務者 佐々木昭二 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月25日まで 盛岡地方裁判所宮古支部	<b>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月18日まで 　　金沢地方裁判所民事部</b>	<b>令和7年（再イ）第10号</b> 新潟県長岡市中貫町2丁目5番地6 再生債務者 櫻井 瞳 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月21日まで 令和7年7月31日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	<b>令和7年（再イ）第43号</b> 広島県安芸郡海田町南昭和町12番8—407号 再生債務者 大村 正博 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月28日まで 令和7年7月31日 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年（再イ）第10号</b> 福島県会津若松市城東町7番27号 再生債務者 川俣 康成	<b>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月18日まで 　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係</b>		

<b>令和7年(再イ) 第7号</b>	<b>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</b>
香川県高松市高松町1557番地17 再生債務者 山本奇栄こと CHUN KI YOUNG 全 奇栄	<b>令和7年(再口) 第1号</b> 千葉県八千代市村上南2丁目14番地1 アルファグランデ八千代村上603 再生債務者 鈴木 一功
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日付け再生計画案	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月11日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月28日	2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月28日まで 令和7年7月31日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	3 2の書面の提出期間 令和7年8月20日まで 令和7年7月30日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(再イ) 第5号</b>	<b>令和6年(再口) 第24号</b> 大阪市西区本田1丁目3番28-802号 再生債務者 甲斐 誠二
広島県呉市阿賀中央6丁目6番14-605号 再生債務者 住吉 千尋	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月3日付け再生計画案
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日付け再生計画案	2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日	3 2の書面の提出期間 令和7年8月27日まで 令和7年7月30日 大阪地方裁判所第6民事部
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで 令和7年7月31日 広島地方裁判所呉支部 給与所得者等再生による再生手続開始	<b>令和7年(再口) 第1号</b> 北海道小樽市花園3丁目21番19号 再生債務者 鈴木 孝典
<b>令和7年(再口) 第10018号</b>	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案
東京都江東区猿江1-20-5-305 再生債務者 大西 敏之	2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時	3 2の書面の提出期間 令和7年8月28日まで 令和7年7月31日 札幌地方裁判所小樽支部 給与所得者等再生による再生計画認可
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。	<b>令和7年(再口) 第10009号</b> 東京都江戸川区松江1-22-2 再生債務者 小宮 淑子
3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで	1 主文 本件再生計画を認可する。
4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで 東京地方裁判所民事第20部	2 理由の要旨 令和7年7月22までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(再口) 第1号</b>	<b>令和7年(再口) 第4号</b> 岐阜県大垣市大井1丁目43番地2 フレグラントヒロセA202 申立人 高田ゆかり 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 滋賀県彦根市大橋町37番地 所在等不明共有者 橋本 金松
川崎市麻生区高石2丁目40番2号 コンヴィスタⅡ 102 再生債務者 川嶋 操	届出期間満了日 令和7年11月28日 令和7年7月28日 岐阜地方裁判所大垣支部 (別紙) 物件目録
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時	1 所在 摂斐郡揖斐川町極楽寺字持ヶ渕 地番 1番10 地目 宅地 地積 34.80平方メートル 所在等不明共有者の持分31分の1
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。	2 所在 摂斐郡揖斐川町極楽寺字持ヶ渕 地番 1番14 地目 宅地 地積 14.68平方メートル 所在等不明共有者の持分31分の1
3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで	3 所在 摂斐郡揖斐川町極楽寺字持ヶ渕 地番 28番6 地目 宅地 地積 80.47平方メートル 所在等不明共有者の持分31分の1
4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(チ) 第14号</b> 東京都中央区東日本橋3丁目7番7-703号 申立人 村田 勝安 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 愛知県名古屋市中川区若山町3丁目16番地 伊藤貸家3号 所在等不明共有者 村田 光美

<b>令和7年(再イ) 第7号</b>	<b>1 主文 本件再生計画を認可する。</b>
香川県高松市高松町1557番地17 再生債務者 山本奇栄こと CHUN KI YOUNG 全 奇栄	<b>2 理由の要旨 令和7年7月22までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</b>
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日付け再生計画案	<b>令和7年7月30日</b>
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月28日	<b>神戸地方裁判所第3民事部個人再生係所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告</b>
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月28日まで 令和7年7月31日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。
<b>令和7年(再イ) 第5号</b>	<b>令和7年(チ) 第2号</b>
広島県呉市阿賀中央6丁目6番14-605号 再生債務者 住吉 千尋	富山県黒部市中陣73番地 申立人 丸田 勝文 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 富山県黒部市中陣74番地 所在等不明共有者 丸田久左エ門
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日付け再生計画案	届出期間満了日 令和7年11月27日
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日	令和7年7月28日 富山地方裁判所魚津支部 (別紙) 物件目録
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで 令和7年7月31日 広島地方裁判所呉支部 給与所得者等再生による再生手続開始	1 所在 黒部市中陣字乗本 地番 73番1 地目 宅地 地積 173.19平方メートル 所在等不明共有者持分 74分の38
<b>令和7年(再口) 第10018号</b>	2 所在 黒部市中陣字乗本 地番 73番2 地目 宅地 地積 30.11平方メートル 所在等不明共有者持分 74分の38
東京都江東区猿江1-20-5-305 再生債務者 大西 敏之	3 所在 黒部市中陣字乗本 地番 73番3 地目 宅地 地積 41.28平方メートル 所在等不明共有者持分 74分の38
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時	
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。	
3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで	
4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(再口) 第1号</b>	
川崎市麻生区高石2丁目40番2号 コンヴィスタⅡ 102 再生債務者 川嶋 操	
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時	
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。	
3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで	
4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	
<b>令和7年(再口) 第4号</b>	
神戸市垂水区桃山台5丁目7番地の11 再生債務者 富田 英和	

### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第5号

新潟県柏崎市三和町8番19号  
申立人 柏崎土地改良区 代表者理事長 三富  
佳一

住所・居所 不明  
(最後の住所) 新潟県柏崎市大字善根8831番地

(不動産登記記録上の住所) 新潟県柏崎市大字善根8831番地

所有者 亡山岸文夫相続財産

届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年7月28日 新潟地方裁判所長岡支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 265番  
地目 田  
地積 353平方メートル

2 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 379番1  
地目 田  
地積 1016平方メートル

3 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 417番  
地目 田  
地積 1094平方メートル

4 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 421番  
地目 田  
地積 442平方メートル

5 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 1151番3  
地目 田  
地積 218平方メートル

令和7年(チ)第6号

新潟県柏崎市三和町8番19号  
申立人 柏崎土地改良区 代表者理事長 三富  
佳一

### 住所・居所 不明

(最後の住所) 新潟県柏崎市大字善根8822番地

(不動産登記記録上の住所) 新潟県柏崎市大字善根8822番地

所有者 亡岡村榮相続財産

届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年7月28日 新潟地方裁判所長岡支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 150番1  
地目 田  
地積 232平方メートル

2 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 262番  
地目 田  
地積 799平方メートル

3 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 493番  
地目 田  
地積 862平方メートル

4 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 514番1  
地目 田  
地積 642平方メートル

5 所在 柏崎市大字善根字豆田  
地番 728番2  
地目 田  
地積 390平方メートル

#### 令和7年(チ)第1号

富山県黒部市三日市1301番地

申立人 富山県黒部市長 武隈 義一

(閉鎖登記簿上の本店住所) 富山県下新川郡朝日町東草野700番地

所有者 下澤産業株式会社

届出期間満了日 令和7年9月26日

令和7年7月28日 富山地方裁判所魚津支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 黒部市中新字中ノ坪  
地番 448番16  
地目 公衆用道路  
地積 139平方メートル

#### 令和7年(チ)第5号

兵庫県尼崎市武庫之荘2丁目13番20号

申立人 株式会社日西殖産

### 住所・居所 不明

(最後の住所) 兵庫県尼崎市塚口町2丁目10番地の19

(不動産登記記録上の住所) 尼崎市東富松字穴口1249番地の37

所有者 足立 博

届出期間満了日 令和7年9月24日

令和7年7月23日 神戸地方裁判所尼崎支部  
(別紙) 物件目録

所在 尼崎市塚口町二丁目  
地番 10番23  
地目 宅地  
地積 3.63平方メートル

#### 令和7年(チ)第2号

奈良県香芝市本町1397番地

申立人 香芝市長

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 奈良県北葛城郡香芝町大字穴虫3050番地

所有者 小谷 孝一

届出期間満了日 令和7年9月12日

令和7年7月25日 奈良地方裁判所葛城支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 奈良県香芝市閑屋  
地番 943番5  
地目 鉄道用地  
地積 56平方メートル

2 所在 奈良県香芝市閑屋  
地番 946番3  
地目 鉄道用地  
地積 59平方メートル

#### 令和7年(チ)第6号

広島市中区小町4番33号

申立人 中国電力ネットワーク株式会社

住所・居所 不明

(亡大東宏の不動産登記記録上の住所) 茨城県つくば市妻木1516番地1

所有者 亡大東宏相続財産

届出期間満了日 令和7年9月25日

令和7年7月25日 広島地方裁判所  
(別紙) 物件目録

1 所在 東広島市河内町小田字観音平  
地番 10699番  
地目 保安林  
地積 4471平方メートル

2 所在 東広島市河内町小田字観音平  
地番 10700番  
地目 山林  
地積 12532平方メートル

3 所在 東広島市河内町小田字観音平  
地番 10701番1  
地目 保安林  
地積 25平方メートル

#### 令和7年(チ)第5号

高知市介良乙3675番地

申立人 株式会社白馬産業

横浜市西区岡野1丁目9番6号

(不動産登記記録上の住所) 神奈川県横浜市西区岡野1丁目9番6号

所有者 沼田金属工業株式会社

届出期間満了日 令和7年9月30日

令和7年7月25日 高知地方裁判所  
(別紙) 物件目録

1 所在 香美市土佐山田町楠目字楠目山  
地番 1807番1  
地目 雜種地  
地積 806平方メートル

2 所在 香美市土佐山田町楠目字楠目山  
地番 1807番2  
地目 雜種地  
地積 247平方メートル

3 所在 香美市土佐山田町楠目字楠目山  
地番 3515番23  
地目 雜種地  
地積 49平方メートル

4 所在 香美市土佐山田町楠目字楠目山  
地番 3515番24  
地目 雜種地  
地積 158平方メートル

5 所在 香美市土佐山田町楠目字楠目山  
地番 3515番36  
地目 雜種地  
地積 82平方メートル

#### 令和7年(チ)第6号

申立人 国

住所・居所 不明

(最後の住所) 徳島県阿波市市場町興崎字南分317番地6コーポクワン105号

共有者 和田 修一

届出期間満了日 令和7年9月30日

令和7年7月25日 高知地方裁判所  
(別紙) 物件目録

1 所在 高知県土佐郡土佐町古味字丸石  
地番 821番1  
地目 山林  
地積 707平方メートル

不明共有者和田修一の共有持分8分の1

## 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月十六日  
掲載頁 八十五頁(号外第一三三号)

(乙) 掲載 佐賀新聞  
掲載の日付 令和七年六月二日  
掲載頁 二十一頁

令和七年八月八日  
千葉県柏市柏インター東七番地二

(甲) 株式会社カンペカラーセンター  
代表取締役 梶口 貴祐  
番地 (乙) 西日本塗料サービス株式会社  
代表取締役 中村 大介

佐賀県三養基郡みやき町大字江口四八八〇  
代表取締役 梶口 貴祐  
番地 (乙) 西日本塗料サービス株式会社  
代表取締役 中村 大介

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することとし、さらに乙丙間の合併の効力発生を条件として、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.foodlist.co.jp/  
pdf/koukoku.pdf  
(乙) https://www.foodist.co.jp/pdf/hft-koukoku.pdf

(丙) 揭載 官報  
掲載の日付 令和七年二月十八日  
掲載頁 一一五頁(号外第三十二号)

令和七年八月八日  
東京都千代田区神田小川町一丁目一番一五号

(甲) 株式会社みなとみらいDream  
代表取締役 齊藤 太一

(乙) 北海道フードフロンティア株式会社  
代表取締役 齊藤 太一

東京都千代田区神田小川町一丁目一番一五号  
(内) 株式会社ワンドービルド  
代表取締役 齊藤 太一

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 四十五頁(号外第一三八号)

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 四十五頁(号外第一三八号)

令和七年八月八日  
東京都豊島区南大塚二一一一〇ミモザ  
ビル三階 (甲) 合同会社コンチエルト  
代表社員 坂本 彩子

東京都豊島区池袋三一三四一七ビジネス  
パーク池袋二階 (乙) 合同会社シンフォニア  
代表社員 坂本 彩子

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月八日  
掲載頁 一〇九頁(号外第一三五号)

令和七年八月八日  
千葉県柏市平河町二丁目一六番一号  
(甲) 株式会社ラック  
代表取締役 村山 敏一

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月十八日  
掲載頁 一〇九頁(号外第一三五号)

令和七年八月八日  
東京都千代田区九段南三丁目三番六号  
(乙) KDDIデジタルセキュリティ株  
式会社 代表取締役 田岡功二郎

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 四十五頁(号外第一三八号)

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 四十五頁(号外第一三八号)

令和七年八月八日  
神奈川県横浜市磯子区新磯子町三〇番地三  
(甲) 日本超低温株式会社  
代表取締役 菊池 晃

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月八日  
掲載頁 一〇九頁(号外第一三五号)

令和七年八月八日  
神奈川県茅ヶ崎市円蔵三七〇番地  
(甲) 東海ファインカーボン株式会社  
代表取締役社長 森田 聰

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月八日  
掲載頁 一〇九頁(号外第一三五号)

令和七年八月八日  
大阪市西区江戸堀一丁目九番二五号  
(甲) ダイダンサービス中部株式会社  
代表取締役 山中 康宏

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月八日  
掲載頁 一〇九頁(号外第一三五号)

令和七年八月八日  
山梨県甲府市上条新居町一八〇番地  
(乙) オリエンタル産業株式会社  
代表取締役社長 山家 裕司

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十三日  
掲載頁 二八八頁(号外第一六八号)

令和七年八月八日  
大阪市此花区常吉二丁目六番三七号  
(甲) 日鉄神鋼シャーリング株式会社  
代表取締役社長 本田 祐司

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月九日  
掲載頁 六十八頁(号外第一五七号)

令和七年八月八日  
名古屋市中区正木三丁目五番一四号

(甲) SMCCグリーンパートナーズ株式会社  
代表取締役 岩沙 玲

(乙) 株式会社CDプランニング  
代表取締役 岩沙 玲

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 四十五頁(号外第一三八号)

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 四十五頁(号外第一三八号)

令和七年八月八日  
名古屋市中区正木三丁目五番一四号  
(甲) 日超オペレーション株式会社  
代表取締役 菊池 晃

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
済。

(乙) https://ds-ch.co.jp/  
令和七年八月八日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月八日  
掲載頁 一〇九頁(号外第一三五号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月十八日  
掲載頁 一〇〇頁(号外第一三五号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十三日  
掲載頁 二八八頁(号外第一六八号)

令和七年八月八日  
大阪市此花区常吉二丁目六番三七号  
(甲) 日鉄神鋼シャーリング株式会社  
代表取締役社長 本田 祐司

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月九日  
掲載頁 六十八頁(号外第一五七号)

令和七年八月八日  
名古屋市中区正木三丁目五番一四号

(甲) SMCCグリーンパートナーズ株式会社  
代表取締役 岩沙 玲

(乙) 株式会社CDプランニング  
代表取締役 岩沙 玲

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 四十五頁(号外第一三八号)

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 四十五頁(号外第一三八号)

令和七年八月八日  
名古屋市中区正木三丁目五番一四号  
(甲) 日超オペレーション株式会社  
代表取締役 菊池 晃

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
済。

(乙) https://ds-ch.co.jp/  
令和七年八月八日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月十八日  
掲載頁 一〇〇頁(号外第一三五号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十三日  
掲載頁 二八八頁(号外第一六八号)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十三日  
掲載頁 二八八頁(号外第一六八号)

令和七年八月八日  
大阪市此花区常吉二丁目六番三七号  
(甲) 日鉄神鋼シャーリング株式会社  
代表取締役社長 本田 祐司

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月九日  
掲載頁 六十八頁(号外第一五七号)

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) [https://www.kyusanko.co.jp/g\\_company/kesson.php](https://www.kyusanko.co.jp/g_company/kesson.php)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月八日

熊本市西区上代四丁目一三番三四号

(甲) 九州産交オートサービス株式会社

代表取締役 梅木 博文  
(乙) 有限会社谷口自動車  
代表取締役 梅木 博文

当社(甲)は、吸収分割により(乙)株式会社アーリーコーポレーション(北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地)の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.pph-g.com/>

(乙) 北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地

代表取締役 合田 高丸

当社(乙)は、吸収分割により株式会社合田觀光商事(甲)、札幌市中央区南二条四十丁目一〇〇〇番地二)に対して当社の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪市淀川区十八条二丁目一七番一四号

代表取締役 山本 勝也

当社(乙)は、吸収分割により株式会社合田觀光商事(甲)、札幌市中央区南二条四十丁目一〇〇〇番地二)に対して当社の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.pph-g.com/>

(乙) 令和七年七月二十八日付、官報(号外第一七号)一六八頁に掲載しております。

## 令和七年八月八日

北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地

株式会社アーリーコーポレーション

代表取締役 岡本 康秀

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の東京営業本部の事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.jing.co.jp/>

(乙) <https://n-b-sco.jp/>

当社(甲)は、吸収分割により(乙)株式会社アーリーコーポレーション(北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地)の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.pph-g.com/>

(乙) 北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地

代表取締役 合田 高丸

当社(乙)は、吸収分割により株式会社合田觀光商事(甲)、札幌市中央区南二条四十丁目一〇〇〇番地二)に対して当社の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪市中央区日本橋本町一丁目一番一号

代表取締役 飯嶋 寿光

当社(乙)は、吸収分割により株式会社エヌビーステラ(甲)、名古屋市中区栄三丁目五番一号)アーリング株式会社の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪市中央区日本橋本町一丁目一番一号

代表取締役 飯嶋 寿光

当社(乙)は、吸収分割により株式会社エヌビーステラ(甲)、名古屋市中区栄三丁目五番一号)アーリング株式会社の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪市中央区日本橋本町一丁目一番一号

代表取締役 合田 高丸

当社(乙)は、吸収分割により株式会社合田觀光商事(甲)、札幌市中央区南二条四十丁目一〇〇〇番地二)に対して当社の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一

トーワ株式会社

代表取締役 藤田 和也

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.jing.co.jp/>

(乙) <https://n-b-sco.jp/>

当社(甲)は、吸収分割により(乙)株式会社アーリーコーポレーション(北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地)の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一

トーワ株式会社

代表取締役 藤田 和也

当社(甲)は、吸収分割により(乙)株式会社アーリーコーポレーション(北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地)の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一

トーワ株式会社

代表取締役 藤田 和也

当社(甲)は、吸収分割により(乙)株式会社アーリーコーポレーション(北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地)の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一

トーワ株式会社

代表取締役 藤田 和也

当社(甲)は、吸収分割により(乙)株式会社アーリーコーポレーション(北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地)の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一

トーワ株式会社

代表取締役 藤田 和也

当社(甲)は、吸収分割により(乙)株式会社アーリーコーポレーション(北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地)の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一

トーワ株式会社

代表取締役 山本 勝也

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.jing.co.jp/>

(乙) <https://n-b-sco.jp/>

当社(甲)は、吸収分割により(乙)株式会社アーリーコーポレーション(北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地)の遊技場(北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号)アーリーバード弟子屈店の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一

トーワ株式会社

代表取締役 山本 勝也

当社(甲)は、新設分割により新設するS&D株式会社(住所東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号)に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 有限会社山本ビル

代表取締役 山本 俊一

当社(甲)は、新設分割により新設するS&D株式会社(住所東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号)に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 有限会社山本ビル

代表取締役 山本 俊一

当社(甲)は、新設分割により新設するS&D株式会社(住所東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号)に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 有限会社山本ビル

代表取締役 山本 俊一

当社(甲)は、新設分割により新設するS&D株式会社(住所東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号)に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 有限会社山本ビル

代表取締役 山本 俊一

当社(甲)は、新設分割により新設するS&D株式会社(住所東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号)に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm>

(乙) 有限会社山本ビル

代表取締役 山本 俊一





## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

[https://www.kyusanko.co.jp/g\\_company/kesson.php](https://www.kyusanko.co.jp/g_company/kesson.php)

令和七年八月八日

熊本市中央区花畠町四番三号

株式会社KASSÉ JAPAN

代表取締役 有元 隆

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金の額を百億円、資本準備金の額を百億円減少し、それぞれ十億円、十億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月六日に終了しております。

但し、保険業法の規定に従い、内閣総理大臣の認可を受けられることが効力発生の前提となります。

この決定に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.ntt-docomo-sompo.com>

令和七年八月八日  
沖縄県名護市字久志五四七番地五

株式会社NTTドコモ損害保険

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年八月八日

東京都多摩市鶴牧一丁目一番地一四コ一  
ジーイコート一F一 株式会社テクサー

代表取締役 朱 強

## 基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月二十九日開催予定のA種優先株主総会における議決権を行使できる株主と定めました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

東京都多摩市鶴牧一丁目一番地一四コ一  
ジーイコート二F一 株式会社テクサー

代表取締役 朱 強

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

兵庫県西宮市東町一丁目二一三  
ハンコーサービス株式会社

代表取締役 横山 剛

## 任意清算公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目一三八番地  
代表社員 金子 利行

合名会社金周商店  
代表取締役 黒岩 延峰

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目一三八番地  
代表取締役 横山 剛

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

福岡県久留米市東町五〇八番地一三  
株式会社サンロック

代表取締役 吉塚 純平

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

千葉県君津市君津一番地  
株式会社富士鉄鋼センター

代表取締役 中島 克英

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

山形県酒田市日の出町一丁目八番地の二  
伸栄伝導機工業株式会社

代表取締役 浅沼 泉

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

所兵庫県尼崎市北大物町二〇番一六号  
被相続人 死 田中 庄多

限定期承認公告

当社は、日鉄神鋼シャーリング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日である令和七年九月三十日までに当社をご提出下さい。

当社は、優先資本金の額を五十一億九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十一億九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先資本金の額の減少公告

当社は、令和七年三月四日付官報の号外第四十三号六十四頁に掲載されています。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

